



參考資料

資料－1 大田区環境基本条例

平成22年3月18日
条例第16号

私たちの生活は、これまでに経験したことがないほど豊かで便利になった。一方、経済成長に伴う都市化、生活様式の変化は、自然環境にも大きな影響を加え、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、ヒートアイランド現象などのさまざまな環境問題を引き起こしている。これらの環境に対する負荷の原因は、産業活動から日常生活に至るまで広い範囲にわたっている。特に、人間の活動による二酸化炭素等の温室効果ガスの急激な増加は、地球規模での気候変動を引き起こし、人間の生存基盤である地球環境にも深刻な影響を及ぼしている。

私たちは、日々の営みが環境に大きな負荷を与えていることを自覚し、生活様式及び事業活動のあり方からまちづくりに至るまでを環境保全の視点で見直す必要がある。地域社会のすべての人々が、相互に連携し協力しながら、一人一人の力を「地域力」として結集し、低炭素社会を始め、環境への負荷が少ない社会の実現に向けて積極的に行動しなければならない。その不断の行動により、未来の世代へ継承する良好な環境を育み、地域間交流や国際交流を通じて、環境の尊さを世界に発信する「環境先進都市おおた」を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、大田区（以下「区」という。）、区民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって区において良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるもの又はそのおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境への侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。
- (3) 区民等 区の区域内（以下「区内」という。）に住む人、区内で働く人若しくは学ぶ人、区内に一時的に滞在する人又は区内を通過する人をいう。
- (4) 事業者 区内で事業活動（公益的な活動を含む。以下同じ。）を行うすべての団体又は個人をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全の基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区民等が健康で安全かつ快適な生活をおくることができる良好な環境を確保し、これを未来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならないこと。
- (2) 人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な地域社会を構築することを目的として行わなければならないこと。
- (3) すべての日常生活及び事業活動において、区、区民等及び事業者が常に相互に連携し、協力し合い、積極的に推進されなければならないこと。

(区の役割)

第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる施策を策定し、実施する。

- (1) 地球温暖化の防止及び低炭素社会の実現に関する事。
- (2) ヒートアイランド現象の対策に関する事。
- (3) 公害の防止に関する事。
- (4) みどり及び水辺環境の保護育成に関する事。
- (5) 自然環境及び生物多様性の保全並びに、自然とのふれあいの推進に関する事。
- (6) 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に関する事。
- (7) 廃棄物の減量及び適正処理に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全を図るために必要な事項に関する事。

(区民等の役割)

第5条 区民等は、次に掲げる事項に自ら努めなければならない。

- (1) 日常生活において、環境への負荷の低減に係る地球温暖化の防止、公害の防止及び自然環境の保全を図るなど環境の保全に配慮すること。
- (2) 前条の規定により区が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。
- (3) 他の区民等及び事業者と相互に協力し、地域の緑化、美化等の環境改善を図ること。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、次に掲げる事項に自ら努めなければならない。

- (1) 事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に係る地球温暖化の防止に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずること。
- (2) 第4条の規定により区が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。
- (3) 事業活動に関し、区又は区民等に対して環境保全に関する情報及び環境への負荷に係る情報を提供すること。

(環境基本計画)

第7条 区は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大田区環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 区は、環境基本計画を定めるに当たっては、区民等及び事業者の意見を反映することができよう必要な措置を講ずるものとする。

4 前項に定めるもののほか、区は、環境基本計画を定めるに当たっては、第16条の規定により設置する大田区環境審議会の意見をあらかじめ聴かななければならない。

5 区は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、当該環境基本計画の変更について準用する。

(区施策と環境基本計画の整合性)

第8条 区は、事務事業を実施するに当たっては、前条の環境基本計画との整合を図るものとする。

(区民等及び事業者に対する要請)

第9条 区は、区民等及び事業者の活動が環境に著しい影響を及ぼすおそれのある場合は、その行為者に対し、環境の保全について適切な配慮がなされるよう要請を行い、報告を求めることができる。

2 前項の要請を受けた者は、速やかに区に報告しなければならない。

(資源の循環的な利用等の推進)

第 10 条 区は、環境への負荷の低減を図るため、区の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、区は、環境への負荷の低減を図るため、区民等及び事業者によるエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(情報の提供)

第 11 条 区は、環境の保全に関する情報を区民等及び事業者に対し、適切に提供するものとする。

(環境学習の推進)

第 12 条 区は、区民等及び事業者が環境の保全について理解が深められるよう、環境の保全に関する学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(区民等及び事業者の自発的な活動の促進)

第 13 条 区は、区民等及び事業者が行う自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(監視及び測定等)

第 14 条 区は、環境の状況を的確に把握するために、必要な監視及び測定を実施し、その結果を公表するものとする。

(国、東京都その他地方公共団体等との協力)

第 15 条 区は、環境の保全を図るため広域的な取組を必要とする場合は、国、東京都その他地方公共団体と協力してその取組の推進に努めるものとする。

- 2 区は、環境の保全を図るため必要がある場合は、大学又は研究機関と協力してその推進に努めるものとする。

(大田区環境審議会)

第 16 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定による区長の附属機関として、大田区環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、区長の諮問に応じて、次に掲げる事項（他の附属機関の権限に属するものを除く。）を調査審議し、区長に対して答申又は提言をするものとする。

(1) 第 7 条の環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、区の環境の保全に関する基本的事項に関すること。

- 3 審議会は、区民、事業者、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員 25 人以内をもって構成する。

- 4 委員の任期は 2 年以内とし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(大田区環境公害問題対策会議条例の廃止)

- 2 大田区環境公害問題対策会議条例（昭和 49 年条例第 17 号）は、廃止する。

資料－２ 策定の体制・経過

大田区環境審議会

氏名（敬称略、順不同）		区分	現職等
会長	奥 真美	学識経験者	首都大学東京 教授
副会長	島田 正文		日本大学 教授
副会長	志々目 友博		中央大学 教授
委員	大門 博	区民	公募区民
委員	田村 昌之		公募区民
委員	長谷川 紀子		公募区民
委員	樋口 幸雄	事業者等 （民間団体 を含む。）	大田区自治会連合会
委員	浅野 健		東京商工会議所 大田支部
委員	谷 文枝		NPO法人 大田・花とみどりのまちづくり
委員	坂野 達郎		大田区地球温暖化対策地域協議会
委員	中島 寿美		大田区清掃・リサイクル協議会
委員	島田 正文（兼務）		グリーンプランおおた推進会議
委員	勝亦 聡 （H28.4.1～H28.5.22） 岡元 由美 （H28.5.23～）	区議会 議員	大田区区議会議員 （地域産業委員会委員長）
委員	近藤 倫生	区職員	産業経済部 部長
委員	黒澤 明		まちづくり推進部 部長
委員	荒井 昭二		都市基盤整備部 部長
委員	市野 由香里		環境清掃部 部長
委員	水井 靖		教育総務部 部長

大田区環境審議会規則

平成 22 年 3 月 31 日
規則第 39 号

改正

平成 27 年 3 月 31 日第 81 号 平成 28 年 3 月 31 日第 128 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大田区環境基本条例（平成 22 年条例第 16 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定により設置する大田区環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、同条例に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 審議会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 区民 5 人以内
- (2) 事業者（民間団体を含む。） 8 人以内
- (3) 学識経験者 3 人以内
- (4) 区議会議員 2 人以内
- (5) 関係行政機関職員 2 人以内
- (6) 区職員 5 人以内

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の 3 分の 1 以上の者から審議会の招集の請求があったときは、審議会を招集しなければならない。

(会議)

第 5 条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議の公開)

第 7 条 審議会の会議は、これを公開とする。ただし、別に定める場合には、非公開とすることができる。

- 2 前項ただし書に規定する非公開に関する事項その他会議の公開に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、環境清掃部環境計画課が担当する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(大田区環境公害問題対策会議条例施行規則の廃止)

- 2 大田区環境公害問題対策会議条例施行規則（昭和 49 年規則第 38 号）は、廃止する。

付 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 81 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 128 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

策定の経過

	大田区環境審議会	庁内検討会	区民参加
平成 28 年			
4 月		第 1 回幹事会	
5 月	第 1 回環境審議会 諮問	第1回ワーキンググループ	
6 月	第 1 回 B・E 専門部会	第2回ワーキンググループ	区民アンケート調査 大規模事業者アンケート調査 (6/1～6/15)
7 月	第 1 回 D・F 専門部会 第 1 回 A・C 専門部会	第 2 回幹事会 第 1 回本部会	
8 月	第 2 回環境審議会 第 2 回 D・F 専門部会	第3回ワーキンググループ	中小事業者ヒアリング調査
9 月	第 2 回 A・C 専門部会 第 2 回 B・E 専門部会		
10 月			
11 月	第 3 回環境審議会	第 3 回幹事会 第 2 回本部会	
12 月			パブリックコメント募集 (12/2～12/21) 区民説明会 (12/9、12/10)
平成 29 年			
1 月	第 4 回環境審議会	第 4 回幹事会	
2 月	答申		
3 月	大田区環境基本計画（後期）策定		

28 環計発第 10120 号

平成 28 年 5 月 10 日

大田区環境審議会会長 様

大田区長

松原 忠義

下記の事項について、貴会の意見を伺いたいので、大田区環境基本条例第 16 条第 2 項の規定に基づき諮問します。

記

諮問事項

- 1 大田区環境基本計画の中間見直しについて
- 2 大田区環境基本計画の進捗状況についての調査審議
- 3 その他の環境の保全に関する基本的事項についての調査審議

諮問期間

1 については平成 28 年 5 月 10 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

2 及び 3 については平成 28 年 5 月 10 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

区長への答申内容

平成 29 年 2 月 14 日

大田区長
松原 忠義 様

大田区環境審議会
会長 奥 真美

大田区環境基本計画の中間見直し等について

平成 28 年 5 月 10 日付け 28 環計発第 10120 号により、大田区環境審議会に対してなされた「1 大田区環境基本計画の中間見直しについて」、「2 大田区環境基本計画の進捗状況についての調査審議」及び「3 その他の環境の保全に関する基本的事項についての調査審議」について、下記のとおり答申します。

記

- 1 「2 大田区環境基本計画の進捗状況について」は、『大田区の環境』（平成 27 年度実績報告）に基づき進捗状況を調査審議した結果、計画通りに進捗しているものと認められる。
- 2 「1 大田区環境基本計画の中間見直しについて」は、「2 大田区環境基本計画の進捗状況についての調査審議」及び「3 その他の環境の保全に関する基本的事項についての調査審議」の結果を踏まえて、別添の「大田区環境基本計画（後期案）」とおりにすることが適当である。
- 3 大田区環境基本計画（後期）の施策及びその他環境の保全に関する取組みの展開にあたっては、関係機関及び区役所内の関係部局との連携強化を引き続き図っていくとともに、様々な情勢の変化に適宜適切に対応されたい。

以上

資料－３ 進捗管理指標の一覧

進捗管理指標	基準	実績 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
基本目標 A 環境と産業の調和の実現と好循環の創出			
①商店街における街灯のLED*化の取組み [累計]	31 商店街 (平成22年度)	89 商店街	115 商店街
②環境保全技術分野の新製品・新技術 コンクール 受賞数 [／年・() 内は累計]	2件 (平成27年度)	2 件	2 件 (12 件)
③海外からの団体視察受入数 [／年]	14 団体 (平成27年度)	14 団体	15 団体
基本目標 B 快適で安全な暮らしの実現			
①道路沿道測定局の二酸化窒素環境基準* 達成率※1	66.7% (平成22年度)	100%	100%
②道路交通騒音の環境基準*達成率※2	77.1% (平成27年度)	77.1%	100%
③一般環境測定局の二酸化窒素環境基準* 達成率の維持	100% (平成22年度)	100%	100%
④航空機騒音の環境基準*達成の維持	100% (平成27年度)	100%	100%
⑤光化学スモッグ*通報の発令回数	5回 (平成22年度)	0 回	0 回
⑥呑川（山野橋・底層）の溶存酸素量※3	0.7 mg/L (平成27年度)	0.7 mg/L	2.0 mg/L
基本目標 C 低炭素社会の構築			
①大田区の温室効果ガス*排出量	3,261 千 t-CO ₂ (平成20年度)	3,455 千 t-CO ₂ (平成25年度)	3,138 千 t-CO ₂ (平成31年度)
②区民一人あたりの温室効果ガス*排出量	4.72 t-CO ₂ /人 (平成20年度)	4.93 t-CO ₂ /人 (平成25年度)	4.47 t-CO ₂ /人 (平成31年度)
③大田区のエネルギー消費量	37,506 TJ* (平成20年度)	33,171 TJ* (平成25年度)	30,829 TJ* (平成31年度)
④区民一人あたりのエネルギー消費量	54.3 GJ/人 (平成20年度)	47.3 GJ/人 (平成25年度)	44.0 GJ/人 (平成31年度)
⑤住宅用太陽光発電*システムの設置件数 [累 計]	975 件 (平成22年度)	2,640 件	3,400 件 (平成32年度)
⑥区有施設の再生可能エネルギー*設備等 導入件数 [累計]	15 施設 (平成27年度)	15 施設	18 施設
⑦庁有車の低公害車*導入率	65.4% (平成27年度)	65.4%	76.9% 平成(32年度)
⑧屋上緑化・壁面緑化*の実施件数	3,189 件 (100,907m ²) (平成21年度)	平成30年度 調査予定	3,500 件 (111,000m ²) (平成31年度)

※1 道路沿道測定局の二酸化窒素環境基準*達成率：二酸化窒素の環境基準*を達成した道路沿道測定局3局の割合

※2 道路交通騒音の環境基準*達成率：定点で昼夜ともに基準値以下と推計される戸数割合

※3 呑川（山野橋・底層）の溶存酸素量：年12回の水質測定結果の年度平均値

進捗管理指標	基準	実績 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
基本目標D 自然共生社会の構築			
①コアジサシを知っている区民の割合	34.1% (平成22年度)	31.7%	50.0%
②アオスジアゲハを見たことのある区民の割合	—	—	50.0%
③自然環境調査に参加する区民の数 [／年]	194人 (平成22年度)	276人	300人
④自然観察会の参加者数(応募者数) [／年]	55人 (155人) (平成27年度)	55人 (155人)	100人 (200人)
⑤「緑の多さに満足している」と答えた区民の割合	54.40% (平成20年度)	58.7%	65% (平成32年度)
⑥緑被率*	20.47% (平成21年度)	平成30年度 調査予定	20.90% (平成32年度)
⑦空港臨海部埋立地での新たな公園・緑地の整備量 [累計]	0ha (平成21年度)	0.96 ha	5 ha (平成32年度)
⑧直径40cm以上の樹木の本数 (公園・緑地、街路樹を除く)	10,224本 (平成21年度)	平成30年度 調査予定	12,500本 (平成32年度)
⑨暮らしを支える身近な公園の充足率	97% (平成20年度)	平成30年度 調査予定	98% (平成32年度)
⑩洗足池に集う野鳥の種類	21種 ^{※4} (平成22年度)	—	38種 (平成30年度)
⑪生物多様性*に配慮した管理方法を取り入れる公園の数 [累計]	0箇所 (平成22年度)	5箇所	10箇所
⑫ビオトープ*づくり等に取り組む区民活動団体数 [累計]	6団体 (平成22年度)	9団体	10団体
⑬公共施設緑化実績(学校緑化実績含む) [累計]	18,187 m ² (平成27年度)	18,187 m ²	19,400 m ²
基本目標E 循環型社会の構築			
①区民1人1日あたりのごみと資源の総量 ^{※5}	658g (平成27年度)	658g	651g
②区民1人1日あたりの区収集ごみ量 ^{※6}	518g (平成27年度)	518g	494g
基本目標F 持続可能な地域づくりのための学習と参加の場の創出			
①環境マイスター養成講座修了者数 [／年・()内は累計]	17人 (平成27年度)	17人	20人 (110人)
②環境学習・講座の開催数、参加者数 [／年]	6回 385人 (平成27年度)	6回 385人	10回 500人
③エコフェスタワンダーランドの開催校以外の参加者率(アンケート調査による)	—	—	50%
④ふれあいパーク活動団体数	126団体 (平成22年度)	135団体	170団体 (平成32年度)
⑤区民活動情報サイト(オーちゃんネット)のくらし・環境関連登録団体数	100団体 (平成22年度)	164団体	200団体
⑥(仮称)おおたエコプラザの整備	未整備 (平成22年度)	未整備	整備

※4 専門調査機関による調査

※5 区が収集した家庭ごみと区が回収した資源の総量を区民1人1日あたりの量に換算したもの(事業者が自主回収した資源は除く。)

※6 区が収集した家庭ごみの総量を区民1人1日あたりの量に換算したもの

資料－４ 重点プロジェクトの取組内容と評価（４年分）

施策の評価基準

進捗状況	評価	点数化
計画以上の進捗があった	A	5
計画どおりの進捗があった	B	3
一部進捗した	C	1
進捗しなかった	D	0

総合評価：	4.0 ≤ 平均値	→A 評価
	2.0 < 平均値 < 4.0	→B 評価
	1.0 < 平均値 ≤ 2.0	→C 評価
	平均値 ≤ 1.0	→D 評価

A 環境技術分野における国際交流・貢献						
個別施策	各年度実績に基づく評価					
(1) 国際環境交流の推進						
①海外都市との国際環境交流の推進	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	B	B	B	B	12/4=3.0	B
〈事業概要〉 大田区の環境施策に関するノウハウや、区内中小企業の経営基盤を形成してきた5S活動*を通じた職場環境維持改善の優良事例を提供するなど、大田区と海外都市との間で国際環境交流を推進します。						
〈取組内容〉 ○国際環境交流に関するニーズ動向を把握するため、有識者・専門機関へのヒアリング調査を実施。 ○推進体制の構築に向けた実施手順を検討。 ○環境経営勉強会の立ち上げ。(平成25年度) ○環境経営勉強会の開催。(平成25～27年度)						
②国際貢献のための環境技術情報の提供	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	C	B	B	B	10/4=2.5	B
〈事業概要〉 海外の環境保全分野（廃棄物処理、生活環境対策等）への区内企業の先進事例の紹介などを行います。						
〈取組内容〉 ○区内の環境関連製品・サービスを提供する企業、また、環境経営の推進に取り組む企業の把握を行うためアンケート調査及びヒアリングを実施。 ○区内12企業に関してまとめた「環境製品技術カタログ」を発行（平成26年3月）し、区ホームページに公表。(以後内容更新して継続) ○「環境製品技術カタログ」の英語版を作成。(平成26～27年度) ○おおた工業フェア等の展示会にて、区内企業の技術紹介を実施。(平成27年度) ○「川崎国際環境技術展」に出展。(平成25～27年度)						

B 沿道環境の保全対策						
個別施策	各年度実績に基づく評価					
(1) 騒音・振動対策の推進						
①自動車騒音・振動調査	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	B	B	B	B	12/4=3.0	B
<p>〈事業概要〉 自動車騒音・振動の実態把握とその対策のため、騒音・振動に関する調査を行い、関係機関へ対策を要望します。</p> <p>〈取組内容〉 ○幹線道路面的評価監視に係る調査（10区間 ①定点（6幹線道路）第一京浜、第二京浜、産業道路、中原街道、環七通り、環八通り ②準定点（4地点 原則、5年周期で地点を変更））を実施。 ○要請限度調査を2路線で2地点ずつ実施し、要請限度を超過している場合には管理者等への改善要望を実施。</p>						
(2) 大気環境の保全対策の推進						
①大気汚染調査	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	B	B	B	B	12/4=3.0	B
<p>〈事業概要〉 区内の大気汚染の状況を把握するため、住宅地などの一般環境、主要な道路沿道に測定局を設置し、常時測定を行っています。 光化学スモッグ*による被害を防止するため、光化学オキシダント*濃度が高くなった場合は光化学スモッグ*注意報等を発令しています。</p> <p>〈取組内容〉 ○環境基準*が定められている大気汚染物質について、住宅地域等に設定している一般環境大気測定局5局と沿道に設置している自動車排出ガス測定局（以下「自排局」）3局で測定を実施。 調査項目：二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント*、浮遊粒子状物質</p>						
②都市計画道路の整備	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	B	B	B	B	12/4=3.0	B
<p>〈事業概要〉 主要幹線道路間の交通円滑化を図り、安全で快適な歩行者空間を確保するため、街路整備を推進します。</p> <p>〈取組内容〉 ○補助線街路第38号線（羽田旭町付近）・43号線（仲池上付近）・44号線（上池台付近）・328号線（京急蒲田駅西口付近） ○幹線街路放射第19号線（京急蒲田駅東口駅前広場） ○大田区画街路第1号線（大岡山駅前）・2号線（京急蒲田駅前）・3号線（大森町駅前） ○京浜急行電鉄本線附属街路第1号線（大森町駅前）・2号線（梅屋敷駅前）・4・5号線（雑色駅前） ○大田歩行者専用道第1号線（京急蒲田駅東口駅前）</p>						
③幹線道路の整備促進	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	B	B	B	B	12/4=3.0	B
<p>〈事業概要〉 臨海部の交通ネットワークについて、観光的側面も考慮しながら、道路網、公共交通機関、舟運を含めた新たな交通システムの検討を進めます。 区内の道路交通の円滑化を図り、交通渋滞による道路周辺環境への影響を軽減させていくため、区内幹線道路の整備促進を国や東京都に働きかけます。</p>						

<p>〈取組内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空港臨海部将来構想に基づいた交通ネットワークの検討 <ul style="list-style-type: none"> ・空港臨海部における交通負荷の軽減や低炭素*社会の実現の観点から、臨海部の主要交差点における慢性的な交通渋滞解消に向けて、具体的な施策等を検討。 ・国道 357 号線の多摩川トンネルの早期整備着手及びしゅん工について、国・東京都等の関係機関に働きかけを実施。 ○水上輸送ネットワークの検討 <ul style="list-style-type: none"> ・空港臨海部まちづくり・交通ネットワーク等調査において、防災*面やにぎわい観光の面から水上交通の実態と可能性について、船舶に乗船し現地調査を実施。 ・災害時における大田区災害時水上輸送計画と関係機関が所管する関連諸計画との調整等を実施。 ○幹線道路整備促進の働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・道路整備促進に関する意見交換会を実施。 ・国や東京都に国道 357 号の川崎方面への延伸の早期整備を要望。 						
④公共交通の利用促進	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	B	B	B	B	12/4=3.0	B
<p>〈事業概要〉</p> <p>羽田空港周辺道路の渋滞による交通騒音、大気汚染などの環境面での影響や CO₂ 発生の抑制のため、空港利用者等の公共交通機関への誘導を図ります。</p>						
<p>〈取組内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通への誘導促進用横断幕・懸垂幕の掲出 <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎 JR 側外壁面への横断幕の掲出 ・本庁舎正面への懸垂幕の掲出 						

C 再生可能エネルギー*等の導入拡大						
個別施策	各年度実績に基づく評価					
(1) 区有施設への積極導入						
①区有施設への太陽エネルギー利用機器等の導入	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	B	B	B	B	12/4=3.0	B
<p>〈事業概要〉</p> <p>再生可能エネルギー*導入のひとつとして、太陽光発電*設備を区有施設建設の際に取り入れます。</p>						
<p>〈取組内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○古川こどもの家改築工事で 3kW の太陽光発電*設備を設置。(平成 24 年度) ○六郷地域力推進センターで 12kW の太陽光発電*設備を設置。(平成 25 年度) ○障がい者総合サポートセンター新築工事で 5kW、新井宿特別出張所改築工事で 5kW、嶺町小学校校舎改築で 30kW の太陽光発電*設備を設置。(平成 26 年度) 						
(2) 区民等・事業者の導入の支援						
①住宅用太陽エネルギー利用機器等の設置補助	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	B	B	B	B	12/4=3.0	B
<p>〈事業概要〉</p> <p>住宅に設置される太陽エネルギー利用機器等の費用の一部を補助し、導入を支援します。</p>						
<p>〈取組内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅に太陽光発電*システムなどの太陽エネルギーを利用した機器を設置した方を対象に、「住宅用太陽エネルギー利用機器設置補助」を実施。 <p>[実績 (累計)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電*システム 2,640 件 11,309.83 kW ・ソーラーシステム器及び太陽熱温水器 23 件 101.74 m² 						

(3) 次世代自動車の普及促進						
①次世代自動車の普及促進	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
		C	C	C	B	6/4=1.5
〈事業概要〉(平成27年度に見直し) 次世代自動車の普及促進のため、区の役割を見直します。						
〈取組内容〉 ○区内の電気自動車用急速充電設備の設置状況を調査。 [実績] 設置箇所1か所 累計13か所(事業者による設置) ○次世代自動車の普及促進を図るため、公用車として燃料電池車(1台)を導入。 ○燃料電池車を活用し、OTAふれあいフェスタ、エコフェスタワンダーランド等で、次世代自動車の普及啓発を実施。 ○燃料電池車とCSR*を活用した環境学習を実施。						

D 生物多様性*の保全・再生						
個別施策	各年度実績に基づく評価					
(1) エコロジカルネットワーク*の形成						
①生き物の生育・生息空間づくり	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	B	A	B	B	14/4=3.5	B
〈事業概要〉 生き物が生育・生息できる空間を確保するため、10か所の緑の拠点、緑の環境軸及び水の環境軸の一部や区管理の公園において、必要に応じて国や東京都との連携を図りながら、生物多様性*に配慮した緑地管理を実施します。						
〈取組内容〉 ○生物多様性*に配慮した緑地管理の実施 <ul style="list-style-type: none"> 多摩川の河川敷では、草刈の高さを高くし、生き物が生息できる空間を確保。 大森ふるさとの浜辺公園では、大学が生物調査のフィールドとして利用。ヨシ原の粗放管理とタイドプール(潮溜まり)の深さを変えて3か所の生物調査を実施。 馬込自然林緑地では、区内の貴重な自然林を後世に引き継ぎ、また、生き物の生息環境を残すため、現状の植生を維持していくよう管理を実施。 ○自然環境保全型公園・緑地の整備 <ul style="list-style-type: none"> 佐伯山緑地：緑地面積11,754.08㎡のうち、既存樹林の残留緑地8,512.00㎡については、土系舗装の園路を整備した以外は極力現在の植生を生かした緑地整備を実施。残りの3,242.08㎡は、マンション開発ですべての植生が失われた斜面であったものを、将来元の樹林に戻すために、新たに苗木865本、低木635株の修復植栽を実施。 田園調布せせらぎ公園：斜面の傾斜が急なため表土の流出が起きていたもののうち、特に土の流出が激しい崖地について、延長30mにわたり擬木土留めを設置し、樹林地の表土の保全を行った。旧多摩川園ラケットクラブ時代に閉鎖されていた園路を再整備した。また、踏み固められていた斜面地に園路を整備し、自然観察や散策を可能とした。 内川護岸：内川の既設護岸ブロックに対して、セキショウ・イソギクなど、また、護岸上部にマメザクラなどの地被植物の植付けといった環境整備を実施。 水神公園(仮称南雪谷五丁目公園)：公園南半分を整備し開放。園路は土系舗装とし、既存の保存樹に加えて中低木や地被類を植樹。また、敷地内の湧水*を活用した洗い場を設置。湧水*は道路内の導水管を通じて東調布公園の流れる川を經由し、呑川に流入。 						

②区民等が行うビオトープ*づくりの活動支援	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	B	A	A	B	16/4=4.0	A
<p>〈事業概要〉 区が管理する公園や施設等の一部を開放するなどして、区民等や区民活動団体が主体的に取り組むビオトープ*づくりや生き物の保全活動を支援します。</p> <p>〈取組内容〉 ○「田園調布せせらぎ公園」で田んぼづくりをしている環境団体への支援、NPO*との連携による本門寺公園や洗足池公園等での自然観察会、コアジサシの保護活動（森ヶ崎水再生センター屋上）を進める NPO*との連携による観察会や支援、うのき水辺の楽校・羽田水辺の楽校の活動への支援等を実施。 ○区民が多摩川の自然に親しめるように、本羽田公園の展望台を改修し、羽田水辺の楽校活動支援施設（自然体験教室）を設置。 ○洗足池水生植物園に大森第六中学校の生徒が、学校で育てたホタルの幼虫の放流を実施。</p>						
③特定外来生物*の防除	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	C	B	A	B	12/4=3.0	B
<p>〈事業概要〉 国や東京都との連携により特定外来生物*の防除・駆除を進め、在来固有種の保護に努めます。</p> <p>〈取組内容〉 ○自然観察路調査等を基に外来生物に関する注意喚起の啓発用ポスターを作成し、公園内等に設置。 ○区民との協働によるハクビシン、アライグマの捕獲を、平成26年8月から開始。</p>						

E ごみを出さない生活への転換						
個別施策	各年度実績に基づく評価					
(1) 発生抑制、再使用の生活様式の促進						
①生ごみの減量やごみを出さない生活様式への転換	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	B	B	B	B	12/4=3.0	B
<p>〈事業概要〉 循環型社会*の構築のため、3R*（リデュース・リユース・リサイクル）推進などのPRにより、さらに区民一人ひとりが生ごみの減量やごみを出さない生活様式への転換が図れるよう啓発を進めます。</p> <p>〈取組内容〉 ○チラシ・ポスター等によるPRを実施 ・清掃だよりの発行 ・区施設掲示板啓発ポスターの掲出</p>						
②商店街やスーパーと連携したごみの発生抑制の生活様式の促進	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	B	B	B	B	12/4=3.0	B
<p>〈事業概要〉 使用済みのペットボトルは、集積所（行政回収）のほかスーパーやコンビニ等の店頭（自主回収）にて回収の推進に努めています。 また、3R*（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、ごみを出さない生活様式への転換を促すため、区民には、買い物には買い物袋を持参してもらいレジ袋や余分な包装を断るよう普及・啓発を図ります。</p> <p>〈取組内容〉 ○「資源とごみの分け方・出し方」等の冊子に掲載し普及・啓発を実施。</p>						

(2)「環境学習」の内容拡充と対象者拡大						
①環境学習等の区民意識を向上させる取組みの拡大	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	C	B	A	B	12/4=3.0	B
<p>〈事業概要〉 小学生対象の学習教材の充実を図るとともに、保護者や地域の大人にも学習機会を提供できる場を拡大して、ごみ減量・循環型社会*について理解・協力を求めます。</p> <p>〈取組内容〉</p> <p>○環境学習による啓発 ・小学校等に「みんなでごみを減らそうよ」をテーマとして環境学習を実施。</p> <p>○出前講座による啓発 ・自治会・町会等に小型家電リサイクル*事業などに関する出前講座を実施。</p> <p>○OTA ふれあいフェスタにおいて「清掃・リサイクルコーナー」を設置し、普及啓発を実施。 ・ごみ・3R*のクイズ&ゲーム ・スケルトン清掃車へのごみ積み込み体験 ・清掃事業紹介パネルの展示 ・ごみ減量・リサイクル啓発ポスター展示 ・マイバッグキャンペーン</p>						

F 環境マインドを持つ人材の育成						
個別施策	各年度実績に基づく評価					
(1) 環境推進リーダーの育成・活動支援						
①環境推進リーダーの育成・活動支援	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	C	B	B	B	10/4=2.5	B
<p>〈事業概要〉 地域の環境教育を担い、より良い環境づくりに向け、地域のリーダーとしての活躍が期待される環境推進リーダーを育成するため、大学や区内の環境NPO*等と連携した講座を開催します。また、講座修了者が主体的に実施する環境学習プログラムの企画・運営を支援します。</p> <p>〈取組内容〉</p> <p>○環境推進リーダーの育成講座について、自然観察会や区民協働調査と連携したプログラム等の検討を実施。</p> <p>○大田区環境マイスター養成講座を実施。(平成27年度、計7回)</p> <p>○区内の環境団体等の活動への支援。</p> <p>【大田区共催事業としての支援の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体名：おおたく環境探検隊 事業名：「みんなの田んぼづくり」 ・団体名：大田区緑化推進協議会 事業名：緑の講演会 ・団体名：NPO*法人リトルターン・プロジェクト 事業名：森ヶ崎水再生センター屋上のコアジサシ営巣地観察会 等 <p>【大田区後援事業としての支援の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体名：おおたく環境探検隊 事業名：「おおたの生き物はっけん隊」 ・団体名：多摩川とびはぜ倶楽部 事業名：「子どもたちが裸足で遊べる干潟づくり」 ・団体名：東京港野鳥公園イベント実行委員会 事業名：東京港野鳥公園フェスティバル ・団体名：東京港野鳥公園イベント実行委員会 事業名：里地里山フェスティバル ・団体名：富士通株式会社 事業名：「富士通ソリューションスクエア くすのき祭」 						

②職員研修の実施	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
		B	B	B	B	12/4=3.0
<p>〈事業概要〉 環境を題材とした職員研修を実施し、環境意識の向上に努めます。</p> <p>〈取組内容〉 ○環境保全課異動職員を対象に、環境基本計画について研修を実施。 ○環境清掃部異動職員を対象とした清掃施設見学に研修として参加。 ○採用2年目職員対象の協働体験研修で、現場体験先のひとつである区内の環境NPO*活動に参加。 ○「大田区省エネルギー対策セミナー」に、職員研修として参加。 ○環境経営勉強会に職員研修として参加。(産業振興課、まちづくり推進部職員等も含む) ○区民向けに実施した「野鳥と植物の観察会」に職員研修として参加。</p>						
③大田区環境表彰制度の創設	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	B	A	B	B	14/4=3.5	B
<p>〈事業概要〉 環境保全活動に関して顕著な功績を挙げた区民等、団体、事業所等を表彰する制度を創設し、インセンティブの向上に努めます。</p> <p>〈取組内容〉 ○協働型環境啓発イベント エコフェスタワンダーランド内で環境フォトコンテストを実施。(平成25～27年度)</p> <p>(2) 環境学習・環境教育の推進</p>						
①自然体験学習の推進	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	B	B	B	B	12/4=3.0	B
<p>〈事業概要〉 伊豆高原(小5)、とうぶ(小6)、野辺山(中1)の移動教室での活動事例をもとに「自然体験プログラム」を作成し、自然体験活動の一層の充実を図ります。</p> <p>〈取組内容〉 ○自然体験プログラム作成委員会において、伊豆高原(小5)、とうぶ(小6)、野辺山(中1)の移動教室での活動事例をもとに「大田区立学校自然体験プログラム〔増補版〕」を作成。(平成25年3月) ○自然体験活動推進委員会(とうぶ移動教室学習ガイド作成委員会)において、とうぶ(小6)の移動教室での活動事例をもとに、「新版とうぶ移動教室学習ガイド」を作成。(平成26年3月) ○自然体験活動推進委員会(伊豆高原学習ガイド作成委員会)において、伊豆高原(小5)の移動教室での活動事例を紹介する、「新版伊豆高原学習ガイド」を作成。(平成27年3月) ○「自然を訪ねて のべやま」の全面改訂に向けた協議を実施。</p>						
②学校教育における環境教育の推進	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	B	B	B	B	12/4=3.0	B
<p>〈事業概要〉(平成27年度に見直し) 各学校の実態等に応じて環境保全への取組みを進めます。また、各教科等の指導において環境教育を進めます。</p> <p>〈取組内容〉 ○学校全体としての取組み例 ・二酸化炭素(CO₂)削減アクション月間チェックシートを活用した指導を行い、二酸化炭素(CO₂)の排出量削減に向けた取組みを実施。 ・環境教育啓発資料「くらしと環境学習 Web」等を活用してくらしと環境について学習し、各学校の実態に応じた取組みを実施。</p>						

〈取組内容〉のつづき

○各教科等の指導における取組み例

- ・「環境教育カリキュラム」等を活用して、「ごみ・資源」、「自然・生命」、「エネルギー・地球温暖化」に関する内容について、各教科等の指導において環境教育を実施。

〈平成 27 年度の学校教育における取組み例〉

【多摩川小】 多摩川学びのプログラム（多摩川の生き物博士になろう）

【馬込第三小】 馬込シクラメンの栽培活動

【館山さざなみ学校】 南房総の豊かな自然を生かした様々な体験学習

【赤松小】 花育教室（植物への関心、思いやりの心）

【清水窪小】 環境サミット

【大森第一中】 コアジサシ営巣地見学、カサゴ稚魚放流体験、森ヶ崎水再生センター見学

【東調布中】 青少年赤十字（JRC）活動（多摩川清掃、地域清掃等）

【大森第六中】 洗足池水質浄化、ホテル復活プロジェクト、大岡山駅前花壇整備活動、農隊による活動等幅広い環境教育をESD教育の視点で展開

【馬込東中】 アルミ缶回収運動（リヤカーで町内巡り、アルミ缶つぶし）、エンジョイ馬東（グリーンカーテン、環境美化活動）

【六郷中】 多摩川でのしじみの稚貝まき

【安方中】 多摩川清掃、壁塗り隊、JRC

【蒲田中】 植栽活動、地域清掃、エコプロダクツ参加

③子ども向け環境学習のためのプログラム作成	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	C	B	B	B	10/4=2.5	B

〈事業概要〉（平成 27 年度に見直し）

環境学習の充実のため、啓発用パンフレットを作成します。

〈取組内容〉

○区内小・中学校の現状を把握するため、環境教育のアンケート調査を実施。（平成 25 年度）

○区民協働調査で行った自然観察路「縄文のみち」周辺の調査結果を基に、樹木・昆虫・野鳥などの紹介や、その地域ならではの環境以外の要素も取り入れ、区内環境団体と協働でパンフレットを作成。（平成 26 年度）。同様に、自然観察路「海と埋立地のみち」周辺の調査結果を基に、パンフレットを作成。（平成 27 年度）

④自然観察会の実施	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	B	B	B	B	12/4=3.0	B

〈事業概要〉

NPO*との連携も含め、区内の自然環境の理解・保護のための自然観察会を実施します。

〈取組内容〉

○観察会の実施（例）

- ・セミの羽化とコウモリ観察会
- ・「コアジサシ」観察会
- ・多摩川大師橋 干潟の生き物観察会
- ・「雑木林のみち」を散策しよう！
- ・洗足池・冬のバードウォッチング
- ・トワイライト探検隊

⑤環境保全意識の啓発	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
		B	B	B	B	12/4=3.0
<p>〈事業概要〉</p> <p>掃除活動を通じて多摩川河川敷の豊かな自然環境を守り、環境保全に対する理解と関心を深める「多摩川河川敷清掃活動」、区民等、団体、企業、学校など環境保全の取組みの発表と交流の場としての協働型環境展「エコフェスタワンダーランド」、環境に関するNPO*等が集まり、シンポジウムや展示を行う「環境フォーラム」などを開催し、環境保全意識の啓発を行っていきます。</p>						
<p>〈取組内容〉(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○パネル展 <ul style="list-style-type: none"> ・環境月間パネル展 ・地球温暖化防止月間パネル展 ○多摩川河川敷清掃活動～グリーンアクションたまがわ <ul style="list-style-type: none"> ・多摩川河川敷を歩きながらごみ拾いを実施 ○エコフェスタワンダーランド <p>「地域から考える地球の未来」をテーマに区民団体、NPO*法人、企業・事業者等が協働して環境活動を発表。</p> ○環境フォーラム ○「コアジサシ」講演会 ○「コアジサシ」営巣地整備 ○緑の講演会 ○緑のカーテン*講習会 ○第5回おおた住まいづくりフェア内事業 <ul style="list-style-type: none"> ・緑の普及啓発を図るため、「地域の花やハーブがあふれる暮らしのコーナー」として出展 また、地球温暖化防止と再生可能エネルギー*の活用を推進するため、「大田区の住まいに関する助成制度紹介コーナー」として出展 ○ハーブとプランター菜園体験 ○園芸相談 ○18色の緑づくり・生垣の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・18色の緑づくり支援、生垣造成助成のパネル展示、制度のパンフレットの配布、説明等を実施。 ○ぬり絵による寄せ植えのプランニング体験 ○太陽光発電*システム等設置助成の説明 ○省エネチャレンジ in 国際都市 おおた <ul style="list-style-type: none"> ・区民を対象とした「省エネチャレンジ in 国際都市 おおた」を大田区地球温暖化対策地域協議会との協働により実施。 ○こども省エネチャレンジ <ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象とした「こども省エネチャレンジ in 国際都市おおた」を大田区地球温暖化対策地域協議会との協働により実施。 ○子ども環境教室 <ul style="list-style-type: none"> ・公用車に導入した燃料電池車とCSR*を活用し、小・中学校を対象とした「子ども環境教室」を開催。 ○省エネモニター <ul style="list-style-type: none"> ・「省エネモニター」事業を大田区地球温暖化対策地域協議会との協働により実施。 ○OTAふれあいフェスタ <ul style="list-style-type: none"> ・「OTAふれあいフェスタ」において、ソーラーおもちゃなどの体験型展示や省エネクイズ等を実施。 ○エコ・クッキング講座 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭における省エネ、省資源を目的に「エコ・クッキング講座」を開催。 						

⑥おおた地域力発見倶楽部の推進	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
		B	B	B	B	12/4=3.0
<p>〈事業概要〉</p> <p>地域の環境保全活動に参加するにあたって活用できる知識や技能を習得する講座のほか、社会貢献や人材育成、社会的・地域的課題を取り上げた講座を開催し、区民の地域活動デビューを支援します。また、区民が企画・運営する講座の開催を支援し、区民の学びを推進するとともに、地域の担い手を見出すきっかけづくりを行います。</p>						
<p>〈取組内容〉</p> <p>○区民が実施する講座の情報を収集、「～ご近所デビュー～おおた地域力発見倶楽部」を発行し、区ホームページ等へ掲載。</p> <p>○区内の自然を観察、学習し、地域環境への理解を深めるための7事業（環境・地球温暖化対策課によるコアジサシ報告会&講演会、環境フォーラム2016、環境計画課によるみんなの田んぼづくり、多摩川河川敷清掃活動等）を「～ご近所デビュー～おおた地域力発見倶楽部」に掲載。</p> <p>○区報掲載、チラシ作成、特別出張所及び区内施設に配布する等の周知活動を実施。</p>						
⑦NPO*・区民活動フォーラムの開催	24年度	25年度	26年度	27年度	平均値	総合評価
	B	B	B	B	12/4=3.0	B
<p>〈事業概要〉</p> <p>環境活動団体やNPO*などの実践的取組みを区民に紹介し、地域で活動する楽しさ、やりがいをPRし、活動に向けた意識啓発を行います。</p>						
<p>〈取組内容〉</p> <p>○NPO*・区民活動フォーラムを開催。（毎年度1回）</p> <p>・区民活動団体による、講座・ワークショップ、お楽しみショー、活動展示等による連携・協働の活動成果発表を実施。</p>						

資料－５ 施策体系の見直し（一覧）[対比]

【見直しにあたって】

- 個別施策の事業の規模などのレベル感を統一するため、一部施策を整理・統合します。
 - 現状と課題、社会情勢の変化等を踏まえ、新規施策の追加及び個別施策の内容を見直します。
 - 個別施策の重複記載をなくしましたが、従前どおり各分野での取組みを継続して進めます。
- (注) 見直しにあたり、個別施策を 110 から 89 へと整理しますが、既存事業は新しい個別施策の中で今後も継続して実施します。

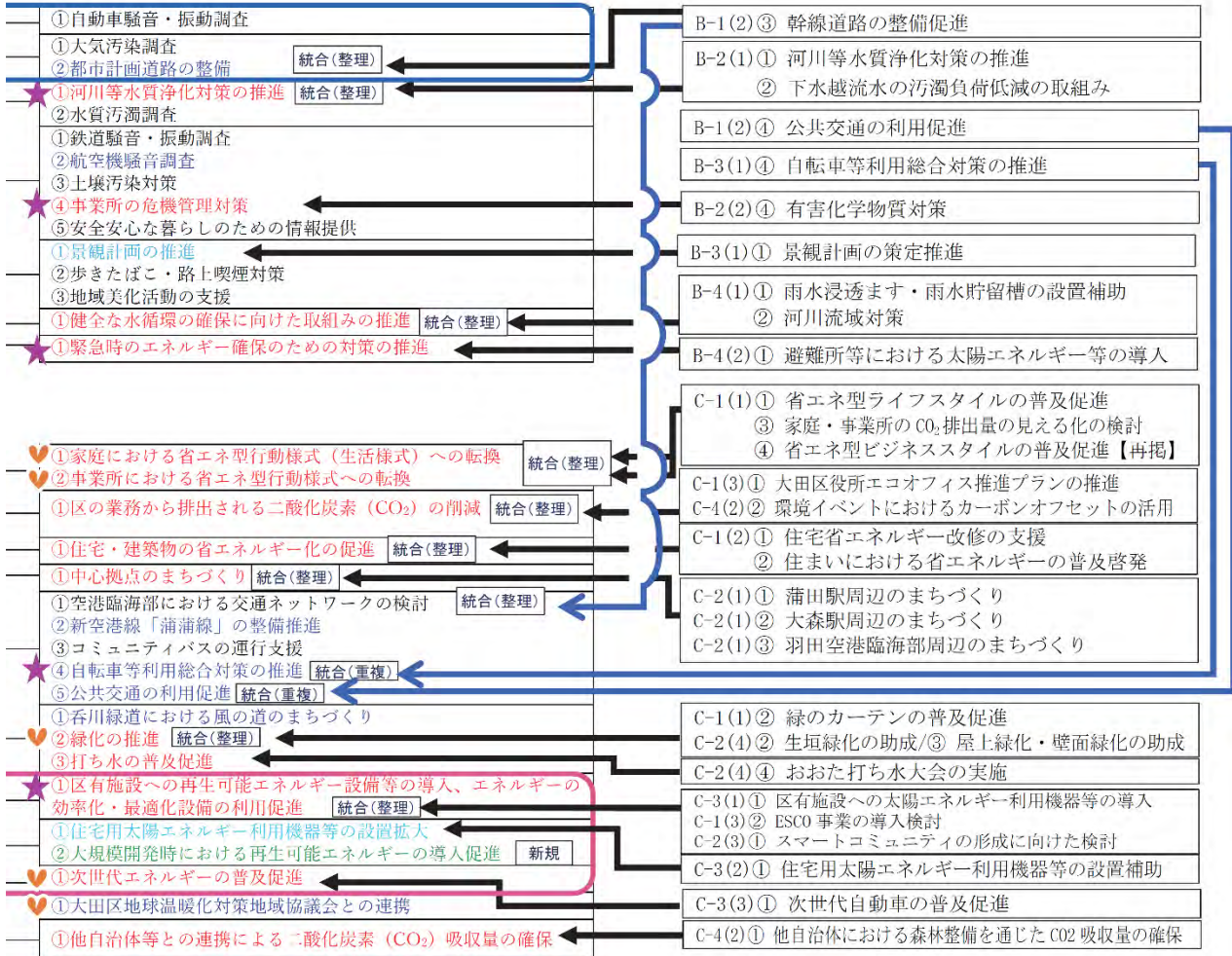
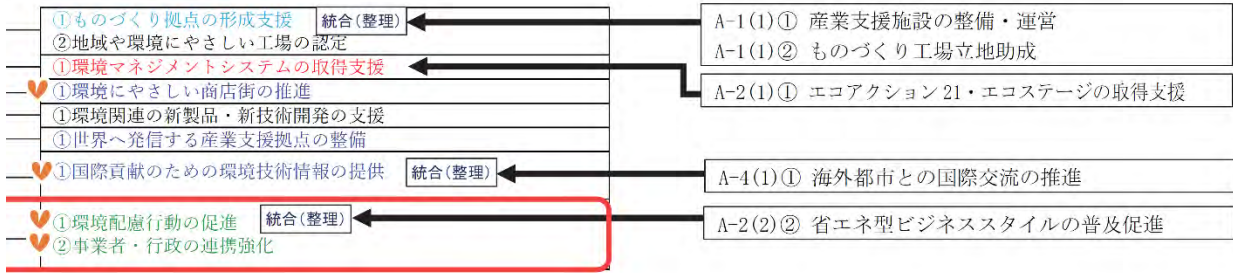
後 期 計 画

基本目標A 環境と産業の調和の実現と好循環の創出 A-5を新たに加え、環境マインドの視点を追加・強化し、重点プロジェクトを変更。 ●現状に合わせて個別施策の文言を更新し、一部施策を統合。	A-1 住工環の調和	(1)工場の立地・操業環境の整備	
	A-2 環境経営の推進	(1)環境対応基準の取得支援 (2)事業活動に伴う環境負荷の低減促進	
	A-3 環境産業の創出	(1)新製品・新技術開発の支援 (2)市場開拓の支援	
	A-4 環境技術分野における国際交流・貢献	(1)国際環境交流の推進	
	A-5 産業分野の取組みを推進するための主体間連携の強化や新たな仕組みの整備	(1)事業者・行政の連携強化	新規
基本目標B 快適で安全な暮らしの実現 個別施策に快適で安全な暮らしの視点を追加・強化。 ●個別施策のレベル感を統一させるため、一部施策を整理・統合。 ●自転車、公共交通利用に関する施策を、Cの分野に統合し重複記載を削除。	B-1 沿道環境の保全対策	(1)騒音・振動対策の推進 (2)大気環境の保全対策の推進	
	B-2 環境保全対策	(1)水環境の保全対策の推進 (2)環境保全対策の推進	
	B-3 美しい都市環境の創出	(1)景観・美観に配慮したまちづくり	
	B-4 自然災害に強いまちづくり	(1)健全な水循環の確保に向けた取組みの推進 (2)地域分散型エネルギーの確保	
	C-1 省エネルギー型の行動様式への転換	(1)家庭・事業所における省エネルギー行動の促進 (2)区役所による率先行動 (3)住宅・建築物の省エネルギー化の促進 (1)環境にやさしいまちづくり	
基本目標C 低炭素社会の構築 個別施策に環境マインドの視点を追加・強化。 個別施策に快適で安全な暮らしの視点を追加・強化。 ●個別施策のレベル感を統一させるため、一部施策を整理・統合。 ●現状と課題、新たな削減目標を踏まえて一部施策を見直し。	C-2 低炭素まちづくり	(2)交通ネットワークの構築 (3)ヒートアイランド対策の推進	
	C-3 環境にやさしいエネルギー等の導入拡大	(1)区有施設への積極導入 (2)区民等・事業者の導入の支援 (3)次世代エネルギーの普及促進	
	C-4 地球温暖化対策を促すための主体間連携の強化や新たな仕組みの整備	(1)区民等・事業者・行政の連携強化 (2)他地域と連携した取組みの推進	

♥ 環境マインドの視点で見直した施策

★ 快適で安全な暮らしの視点で見直した施策

前 期 計 画



- | | |
|-----------------------|----|
| ①個別施策名のみを変更したもの： | 水色 |
| ②事業概要のみを変更したもの： | 青 |
| ③個別施策・事業概要の両方を変更したもの： | 赤 |
| ④新規施策を追加したもの： | 緑 |

参 考 資 料

後 期 計 画

基本目標D 自然共生社会の構築

個別施策に環境マインドの視点を追加・強化。
 個別施策に快適で安全な暮らしの視点を追加・強化。
 ●個別施策のレベル感を統一させるため、一部施策を整理・統合。
 ●個別施策の重複記載を削除。
 ●東京オリンピックを見据え、新規施策を追加。

D-1 生物多様性の社会への浸透	(1)生物多様性の理解促進
D-2 人と自然の関係の再構築	(1)地域による緑づくりへの支援
	(2)緑を支える仕組みづくり
	(3)野生生物の保護・管理
D-3 水と緑のネットワークの構築	(1)緑の環境軸の形成
	(2)水の環境軸の形成
	(3)身近な緑の確保
	(4)歴史と文化のまちなみづくり
D-4 生物多様性の保全・再生	(1)エコロジカルネットワークの形成

基本目標E 循環型社会の構築

個別施策に環境マインドの視点を追加・強化。
 ●普及啓発に関する施策を、Fの分野に統合したため削除。

E-1 ごみを出さない生活への転換	(1)発生抑制、再使用の生活様式の促進
E-2 資源循環のまちづくり	(1)環境負荷の低減
	(2)可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの資源化促進
E-3 安定的・効率的な清掃事業の構築	(1)ごみの適正な分別の徹底
	(2)区民等が参加しやすいリサイクルの仕組みの構築
	(3)大田区清掃・リサイクル協議会との連携
	(4)安定的・効率的な清掃事業の構築
E-4 事業者処理責任の徹底	(1)事業系廃棄物の自己処理責任の徹底及び事業者に対する適正排出の徹底

基本目標F 持続可能な地域づくりのための学習と参加の場の創出

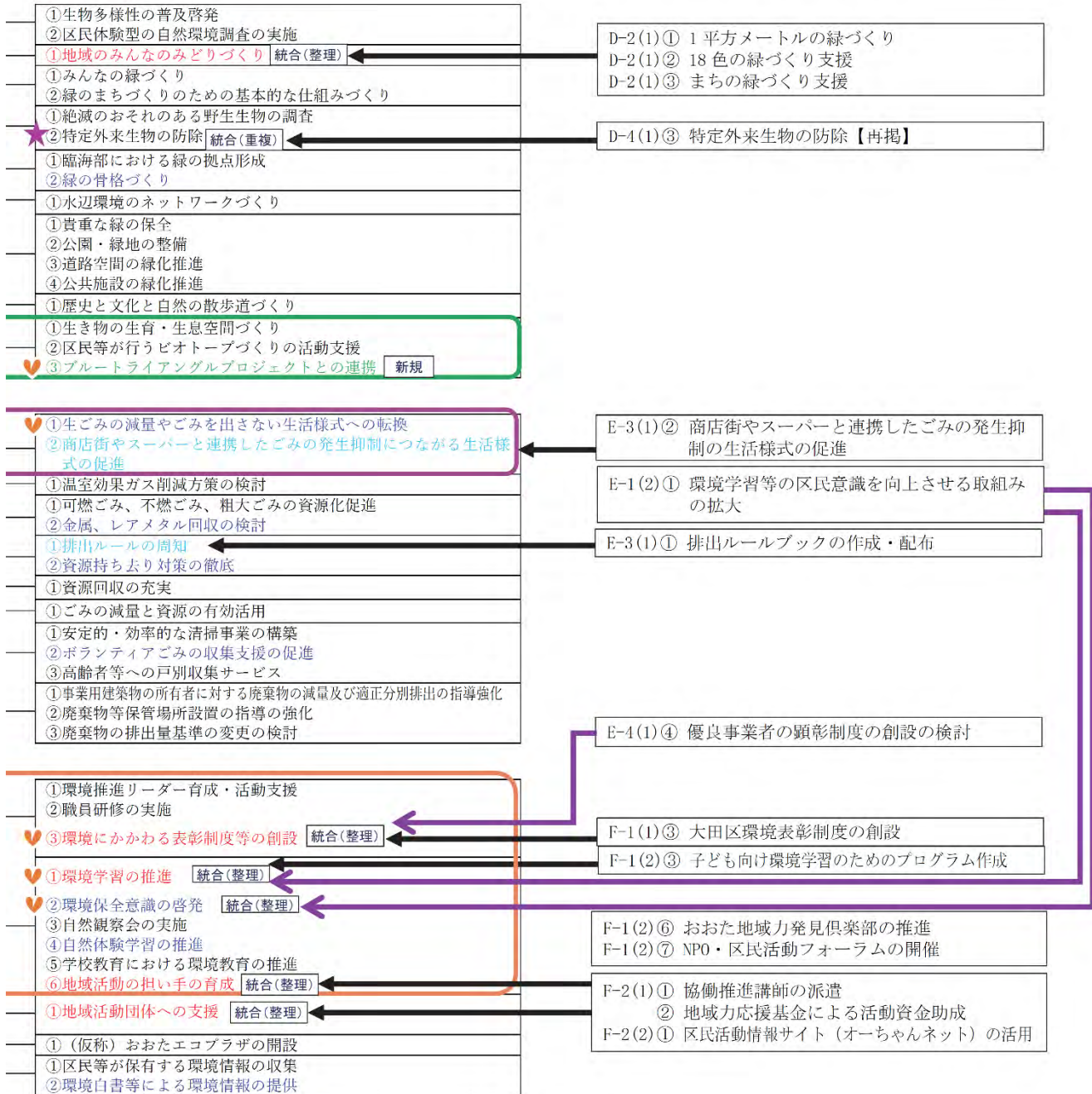
個別施策に環境マインドの視点を追加・強化。
 ●個別施策のレベル感を統一させるため、一部施策を整理・統合。
 ●Eの分野の普及啓発の取組を追加。

F-1 環境マインドを持つ人材の育成	(1)環境推進リーダーの育成・活動支援
	(2)環境学習・環境教育の推進
F-2 多様な主体が参加できるネットワークづくり	(1)地域活動団体の支援
F-3 学習・情報発信・活動のための基盤づくり	(1)環境活動拠点の整備
	(2)環境情報の収集・提供

♥ 環境マインドの視点で見直した施策
 ★ 快適で安全な暮らしの視点で見直した施策

<中間見直しによる2つの視点の波及効果>
 ◆後期計画の個別施策 (89 (うち新規施策 4))
 ◇環境マインドの視点で見直した施策 (14) ◇快適で安全な暮らしの視点で見直した施策 (6)

前期計画



- | | |
|-----------------------|----|
| ①個別施策名のみを変更したもの： | 水色 |
| ②事業概要のみを変更したもの： | 青 |
| ③個別施策・事業概要の両方を変更したもの： | 赤 |
| ④新規施策を追加したもの： | 緑 |

資料－6 進捗管理指標の一覧 [対比]

後 期 計 画

基本目標 A 環境と産業の調和の実現と好循環の創出

進捗管理指標	基準	実績 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
① 商店街における街灯の LED*化の取組み [累計]	31 商店街 (平成 22 年度)	89 商店街	115 商店街
② 環境保全技術分野の新製品・新技術 コンクール受賞数 [／年・()内は累計]	2 件 (平成 27 年度)	2 件	2 件 (12 件)
③ 海外からの団体視察受入数 [／年]	14 団体 (平成 27 年度)	14 団体	15 団体

基本目標 B 快適で安全な暮らしの実現

進捗管理指標	基準	実績 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
① 道路沿道測定局の二酸化窒素環境基準* 達成率* ¹	66.7% (平成 22 年度)	100%	100%
★ ② 道路交通騒音の環境基準*達成率* ²	77.1% (平成 27 年度)	77.1%	100%
③ 一般環境測定局の二酸化窒素環境基準* 達成率の維持	100% (平成 22 年度)	100%	100%
★ 新規 ④ 航空機騒音の環境基準*達成の維持	100% (平成 27 年度)	100%	100%
⑤ 光化学スモッグ*通報の発令回数	5 回 (平成 22 年度)	0 回	0 回
★ ⑥ 呑川(山野橋・底層)の溶存酸素量* ³	0.7 mg/L (平成 27 年度)	0.7 mg/L	2.0 mg/L

基本目標 C 低炭素社会の構築

進捗管理指標	基準	実績 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
① 大田区の温室効果ガス*排出量	3,261 千 t-CO ₂ (平成 20 年度)	3,455 千 t-CO ₂ (平成 25 年度)	3,138 千 t-CO ₂ (平成 31 年度)
② 区民一人あたりの温室効果ガス*排出量	4.72 t-CO ₂ /人 (平成 20 年度)	4.93 t-CO ₂ /人 (平成 25 年度)	4.47 t-CO ₂ /人 (平成 31 年度)
新規 ③ 大田区のエネルギー消費量	37,506 TJ* (平成 20 年度)	33,171TJ* (平成 25 年度)	30,829 TJ* (平成 31 年度)
新規 ④ 区民一人あたりのエネルギー消費量	54.3 GJ/人 (平成 20 年度)	47.3 GJ/人 (平成 25 年度)	44.0 GJ/人 (平成 31 年度)
⑤ 住宅用太陽光発電*システムの設置件数 [累計]	975 件 (平成 22 年度)	2,640 件	3,400 件 (平成 32 年度)
★ ⑥ 区有施設の再生可能エネルギー*設備等 導入件数 [累計]	15 施設 (平成 27 年度)	15 施設	18 施設
★ ⑦ 庁有車の低公害車*導入率	65.4% (平成 27 年度)	65.4%	76.9% (平成 32 年度)
⑧ 屋上緑化・壁面緑化*の実施件数	3,189 件 (100,907 m ²) (平成 21 年度)	平成 30 年度 調査予定	3,500 件 (111,000 m ²) (平成 31 年度)



環境マインドの視点で見直した指標



快適で安全な暮らしの視点で見直した指標

赤字：変更点

前 期 計 画

基本目標 A (変更点)

評価できるように実績を数値化で表す指標とします。

環境基準とは

環境基本法により国が定めています。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について、人の健康や生活環境を守るために、「維持されることが望ましい基準」のことを言います。

- ※1 道路沿道測定局の二酸化窒素環境基準*達成率：二酸化窒素の環境基準*を達成した道路沿道測定局 3 局の割合
- ※2 道路交通騒音の環境基準*達成率：定点で昼夜ともに基準値以下と推計される戸数割合
- ※3 呑川（山野橋・底層）の溶存酸素量：年 12 回の水質測定結果の年度平均値

基本目標 B (変更点)

- ②調査地点（準定点）が毎年違うことで、達成率が毎年変動する要因となっているため、調査地点を固定し、経年比較ができるようにします。
- ③文言の整理：「の維持」を追加
- ④空港がある区として、区民に「航空機騒音の環境基準*達成の維持」をお知らせするため、新規の指標として設けます。
- ⑥年 4 回の水質測定から年 12 回の年度平均値に変更し、より実態を捉える内容にします。

基本目標 C (変更点)

- ③、④区民によりわかりやすい指標として、エネルギー消費量を新規の指標として設けます。
- ⑤文言の整理：「住宅用」を追加
- ⑥、⑦区有施設等への積極導入を推進していくため、新規の指標として設けます。

基本目標 A

進捗管理指標	現状 (平成22年度)	目標値 (平成33年度)
① 商店街における街灯の LED*化の取組み	31 商店街	継続
② 「省エネ型ビジネススタイル実践中」ステッカーの掲出	実施	継続
③ 環境保全技術分野の新製品・新技術コンクール	表彰	継続
④ 海外都市との国際環境交流の実施	未実施	実施

基本目標 B

進捗管理指標	現状 (平成22年度)	目標値 (平成33年度)
① 道路沿道測定局の二酸化窒素環境基準*達成率	66.7%	100%
② 光化学スモッグ*通報の発令回数	5 回	0 回
③ 道路交通騒音の環境基準*達成率	85.6%	100%
④ 一般環境測定局の二酸化窒素環境基準*達成率	100%	100%
⑤ 呑川（山野橋・底層）の溶存酸素量	1.0 mg/L	2.0 mg/L

基本目標 C

進捗管理指標	現状 (平成22年度)	目標値 (平成33年度)
① 大田区の温室効果ガス*排出量	3,261 千 t-CO ₂ (平成20年度)	2,200 千 t-CO ₂ (平成32年度)
② 区民一人あたりの温室効果ガス*排出量	4.72 t-CO ₂ /人 (平成20年度)	3.12 t-CO ₂ /人 (平成32年度)
③ 一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率	14.50% (平成20年度)	40% (平成30年度)
④ 太陽光発電*システムの設置件数	975 件	3,400 件 (平成32年度)
⑤ 電気自動車用急速充電設備の設置箇所数	2 箇所	20 箇所 (平成32年度)
⑥ 屋上緑化・壁面緑化*の実施件数	3,189 件 (100,907 m ²) (平成21年度)	3,500 件 (111,000 m ²) (平成31年度)

<中間見直しによる 2 つの視点の波及効果>

- ◆後期計画の進捗管理指標 (38 (うち新規指標 11))
- ◇環境マインドの視点で見直した指標 (7) ◇快適で安全な暮らしの視点で見直した指標 (5)
- 後期計画の進捗管理指標 (38) のうち、2 つの視点で見直した指標は 12 指標 (全指標の 32%)

後 期 計 画

基本目標 D 自然共生社会の構築

進捗管理指標	基準	実績 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
① コアジサシを知っている区民の割合	34.1% (平成 22 年度)	31.7%	50.0%
新規 ② アオスジアゲハを見たことのある区民の割合	—	—	50.0%
③ 自然環境調査に参加する区民の数 [/ 年]	194 人 (平成 22 年度)	276 人	300 人
新規 ④ 自然観察会の参加者数(応募者数) [/ 年]	55 人 (155 人) (平成 27 年度)	55 人 (155 人)	100 人 (200 人)
⑤ 「緑の多さに満足している」と答えた区民の割合	54.40% (平成 20 年度)	58.7%	65% (平成 32 年度)
⑥ 緑被率*	20.47% (平成 21 年度)	平成 30 年度 調査予定	20.90% (平成 32 年度)
⑦ 空港臨海部埋立地での新たな公園・緑地の整備量 [累計]	0ha (平成 21 年度)	0.96ha	5ha (平成 32 年度)
⑧ 直径 40cm 以上の樹木の本数 (公園・緑地、街路樹を除く)	10,224 本 (平成 21 年度)	平成 30 年度 調査予定	12,500 本 (平成 32 年度)
⑨ 暮らしを支える身近な公園の充足率	97% (平成 20 年度)	平成 30 年度 調査予定	98% (平成 32 年度)
⑩ 洗足池に集う野鳥の種類	21 種 ^{※4} (平成 22 年度)	—	38 種 (平成 30 年度)
⑪ 生物多様性*に配慮した管理方法を取り入れる公園の数 [累計]	0 箇所 (平成 22 年度)	5 箇所	10 箇所
⑫ ビオトープ*づくり等に取り組む区民活動団体数 [累計]	6 団体 (平成 22 年度)	9 団体	10 団体
新規 ⑬ 公共施設緑化実績(学校緑化実績含む) [累計]	18,187 m ² (平成 27 年度)	18,187 m ²	19,400m ²

基本目標 E 循環型社会の構築

進捗管理指標	基準	実績 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
新規 ① 区民 1 人 1 日あたりのごみと資源の総量 ^{※5}	658 g (平成 27 年度)	658 g	651 g
新規 ② 区民 1 人 1 日あたりの区収集ごみ量 ^{※6}	518 g (平成 27 年度)	518 g	494 g

基本目標 F 持続可能な地域づくりのための学習と参加の場の創出

進捗管理指標	基準	実績 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
① 環境マイスター養成講座修了者数 [/ 年・() 内は累計]	17 人 (平成 27 年度)	17 人	20 人 (110 人)
新規 ② 環境学習・講座の開催数、参加者数 [/ 年]	6 回 385 人 (平成 27 年度)	6 回 385 人	10 回 500 人
③ エコフェスタワンダーランドの開催校以外の参加者率 (アンケート調査による)	—	—	50%
④ ふれあいパーク活動団体数	126 団体 (平成 22 年度)	135 団体	170 団体 (平成 32 年度)
⑤ 区民活動情報サイト(オーちゃんネット)のくらし・環境関連登録団体数	100 団体 (平成 22 年度)	164 団体	200 団体
⑥ (仮称) おおたエコプラザの整備	未整備 (平成 22 年度)	未整備	整備

赤字：変更点

前 期 計 画

基本目標 D (変更点)

- ①目標値を見直します。
- ②「ブルートライアングルプロジェクトとの連携」を新規の個別施策として掲げるため、その普及啓発の効果を図る指標として、新しく設けます。
- ④自然の分野でのアウトカムとなる指標として、自然観察会の参加者数だけでなく、応募者数をカウントすることにします。
- ⑬公共施設への緑化を推進するため、新規の指標として設けます。

※4 専門調査機関による調査

基本目標 D

進捗管理指標	現状 (平成22年度)	目標値 (平成33年度)
①コアシサシを知っている区民の割合	34.1%	70.0%
②自然環境調査に参加する区民の数	194人	300人
③「緑の多さに満足している」と答えた区民の割合	54.40% (平成20年度)	65% (平成32年度)
④緑被率*	20.47% (平成21年度)	20.90% (平成32年度)
⑤空港臨海部埋立地での新たな公園・緑地の整備量	0ha (平成21年度)	5ha (平成32年度)
⑥直径40cm以上の樹木の本数(公園・緑地、街路樹を除く)	10,224本 (平成21年度)	12,500本 (平成32年度)
⑦暮らしを支える身近な公園の充足率	97% (平成20年度)	98% (平成32年度)
⑧洗足池に集う野鳥の種類	21種	38種 (平成30年度)
⑨生物多様性*に配慮した管理方法を取り入れる公園の数	0箇所	10箇所
⑩ビオトープ*づくり等に取り組む区民活動団体数	6団体	10団体

基本目標 E (変更点)

- ①、②これまでの「リサイクル率」だけでは、区民のごみの減量努力が見えないという問題があるため、ごみの量とリサイクルの量が減ると、減量の努力が見えるという考え方で指標を変更します。

※5 区が収集した家庭ごみと区が回収した資源の総量を区民1人1日あたりの量に換算したもの
(事業者が自主回収した資源は除く。)

※6 区が収集した家庭ごみの総量を区民1人1日あたりの量に換算したもの

基本目標 E

進捗管理指標	現状 (平成22年度)	目標値 (平成33年度)
①区収集ごみ量	145,909 t (平成21年度)	122,324 t (平成30年度)
②リサイクル率	19.0% (平成21年度)	30.0% (平成30年度)
③持込ごみ量	65,031 t (平成21年度)	57,318 t (平成30年度)

基本目標 F (変更点)

- ①平成27年度から、環境マイスター養成講座を開始したため、その修了者数を新たな指標とします。
- ②環境学習を推進していくため、新規の指標として設けます。
- ③開催校単独のイベントではなく、地域に広げたイベントとしていくため、開催校以外の参加者をカウントしていくことに変更します。
- ⑤文言の整理:「暮らし」を追加

基本目標 F

進捗管理指標	現状 (平成22年度)	目標値 (平成33年度)
①環境推進リーダーの人数	未実施	50人
②子ども向けの環境学習プログラムの作成	未作成	作成・運用
③エコフェスタワンダーランドの参加人数	1,755人 (32団体)	2,000人 (40団体)
④ふれあいパーク活動団体数	126団体	170団体 (32年度)
⑤区民活動情報サイト(オーちゃんネット)の環境関連登録団体数	100団体	120団体
⑥(仮称)おたエコプラザの整備	未整備	整備



環境マインドの視点で見直した指標



快適で安全な暮らしの視点で見直した指標

資料－7 温室効果ガス排出量の推計手法

■ 現況排出量の推計手法

大田区の温室効果ガス*排出量には、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において開発された「温室効果ガス*排出量算定手法の標準化 区市共通版」に基づき算定された「特別区の温室効果ガス*排出量」（平成 28 年 3 月）を用いています。

大田区の温室効果ガス*のほとんどを占めるエネルギー消費由来の二酸化炭素 (CO₂) 排出量については、エネルギー消費量に二酸化炭素 (CO₂) 排出係数* (エネルギー消費量あたりの二酸化炭素 (CO₂) 排出量) を乗じることで求めます。

<p><基本式> 二酸化炭素 (CO₂) 排出量 (kg-CO₂) = エネルギー消費量 (*) × 二酸化炭素 (CO₂) 排出係数* (kg-CO₂/*) ※エネルギー消費量：電気 (kWh)、都市ガス (m³)、灯油 (L) 等</p>

エネルギー消費量の算定手法の概要

部門等		電力・都市ガス消費量の算定手法	電力・都市ガス以外の算定手法
産業部門	農業	燃料消費原単位 (都) × 農家数 (大田区) ※燃料消費原単位は、東京都全体の値	
	建設業	建設業燃料消費量 (都) × 建築着工床面積 (大田区) ÷ 建築着工床面積 (都) ※建設業燃料消費量は、東京都全体の値	
	製造業	■電力 電力・都市ガス以外と同様に算出 ■都市ガス 大田区への工業用都市ガス供給量を計上	業種別燃料消費原単位 (都) × 業種別製造品出荷額 (大田区)
民生部門 (家庭)		■電力 大田区における従量電灯、時間帯別電灯、深夜電力を推計し積算 ■都市ガス 大田区への家庭用都市ガス供給量を計上	■LPG 世帯あたり LPG 消費量原単位 (都) × LPG 使用世帯数 (大田区) ※都市ガス非普及エリアを考慮 ■灯油 世帯あたり支出金額 (都) ÷ 灯油単価 × 世帯数 (大田区)
民生部門 (業務)		■電力 大田区への供給量の内、他の部門以外を計上 ■都市ガス 大田区への商業用、公務用、医療用の各都市ガス供給量を計上	建物用途別燃料消費量原単位 (都) × 建物用途別床面積 (大田区)
運輸部門	自動車	—	走行量あたりのエネルギー消費原単位 (都) × 大田区内走行量
	鉄道	■電力 乗降者人員別電力消費原単位 (鉄道会社別) × 区内乗降者人員数 (大田区)	—
廃棄物部門		—	大田区での収集量 × プラ・繊維混入率 × 排出係数*

※ 消費原単位とは、LPG や各種燃料の消費量を床面積や製造品出荷額等の関連のある量で除した値。1 単位あたりどのくらいのエネルギーを使用したのかが分かれば、同様の施設・設備におけるエネルギー消費量を類推することができます。
資料) 「62 市町村区共通の算定手法について (オール東京 62 市区町村共同事業)」に基づき作成

■ 平成 42 年度（2030 年度）二酸化炭素（CO₂）排出量（趨勢ケース）の推計手法

今後、追加的な地球温暖化対策*を講じない場合を想定した 2030 年度の二酸化炭素（CO₂）排出量（趨勢ケース）は、以下に示す計算式に基づき、現況推計で対象とした部門別にそれぞれ推計します。各部門の将来の活動量については、人口や世帯数など区が独自に予測を行っている場合は当該予測値を採用し、それ以外においては主にこれまでのトレンド*に基づく予測値を適用しています。

趨勢ケースの二酸化炭素（CO₂）排出量推計手法

二酸化炭素（CO₂）排出量₍₂₀₃₀₎

$$= \text{活動量}_{(2030)} \times \text{エネルギー消費原単位}_{(現況)} \times \text{二酸化炭素（CO}_2\text{）排出係数}_{(現況)}$$

平成 42 年度（2030 年度）における区内活動量の考え方

部門	活動量指標	将来活動量の想定 (2014 年度以降)	直近実績値 (2013 年度)	将来想定値 (2030 年度)
産業部門	農業・水産業	農家戸数	2013 年度と同等	11 戸
	建設業	新築着工床面積	2013 年度と同等	約 73 万㎡
	製造業	製造品出荷額	2013 年度と同等	約 4,241 億円
産業部門	—	—	—	—
民生部門	家庭	世帯数	区の将来人口推計	363,502 世帯
	業務	建物の床面積	トレンド*予測+ 既知の新規大型案件	約 703 万㎡
民生部門	—	—	—	—
運輸部門	自動車	自動車保有台数	トレンド*予測	159,752 台
	鉄道	電力消費量	2013 年度と同等	約 12.3 万 MWh
運輸部門	—	—	—	—
廃棄物部門	世帯数	区の将来人口推計	363,502 世帯	367,782 世帯

※ エネルギー消費効率や炭素集約度（電力会社の電源構成）は現状推移を想定。

大田区での地球温暖化対策による温室効果ガス削減量の推計手法

国の「地球温暖化対策計画」(平成28年5月閣議決定)に基づき、大田区内での適用性を踏まえたうえで、全国ベースの部門別対策別の排出削減見込量(t-CO₂)を按分し、大田区内で期待される排出削減見込量を求めます。

平成42年度(2030年度)におけるエネルギーミックスを踏まえた電気の二酸化炭素(CO₂)排出係数*については、「地球温暖化対策計画」で見込む0.37kg-CO₂/kWhを用います。

対策項目別削減見込量の算定方法

部門	対策項目	算定方法	排出削減見込量の根拠資料	
二酸化炭素(CO ₂)	産業	省エネ技術・設備の導入(高効率空調, 産業用照明の導入等)	全国ベースの排出削減見込量を、 製造品出荷額、農家数、新築着工床面積で按分	「地球温暖化対策計画」(H28.5, 環境省)
		エネルギー管理の徹底(製造過程における省エネ技術の導入等)	全国ベースの排出削減見込量を、 製造品出荷額で按分	
		その他対策・施策(業種間連携省エネの取組み推進)	同上	
	家庭	住宅の省エネ化(断熱化, 新築住宅の省エネ基準適合の推進等)	全国ベースの排出削減見込量を、 世帯数で按分	
		省エネ機器*の導入(HEMS*・スマートター導入, 高効率給湯器*の導入等)	同上	
		省エネ行動の推進(こまめな消灯, 適切な室温管理等)	同上	
	業務	建築物の省エネ化(断熱化, 新築建築物の省エネ基準適合の推進)	全国ベースの排出削減見込量を、 業務建物延床面積で按分	
		省エネ機器*の導入(BEMS*, 高効率照明, 高効率ボイラーの導入等)	同上	
		省エネ行動の推進(こまめな消灯, 適切な室温管理等)	同上	
		その他対策・施策(エネルギーの面的利用拡大, ヒートアイランド*対策等)	全国ベースの排出削減見込量を、 業務建物延床面積、人口、製造品出荷額で按分	
	運輸	単体対策(燃費改善, 次世代自動車の普及)	全国ベースの排出削減見込量を、 自動車保有台数で按分	
		その他対策(公共交通機関の利用促進, エコドライブ*の推進等)	全国ベースの排出削減見込量を、 自動車保有台数、人口で按分	
	その他ガス	代替フロン対策(廃棄時等のフロン類の回収の促進等)	全国ベースの排出削減見込量を、 業務建物延床面積、製造品出荷額で按分	

資料－8 大田区環境行政のあゆみ

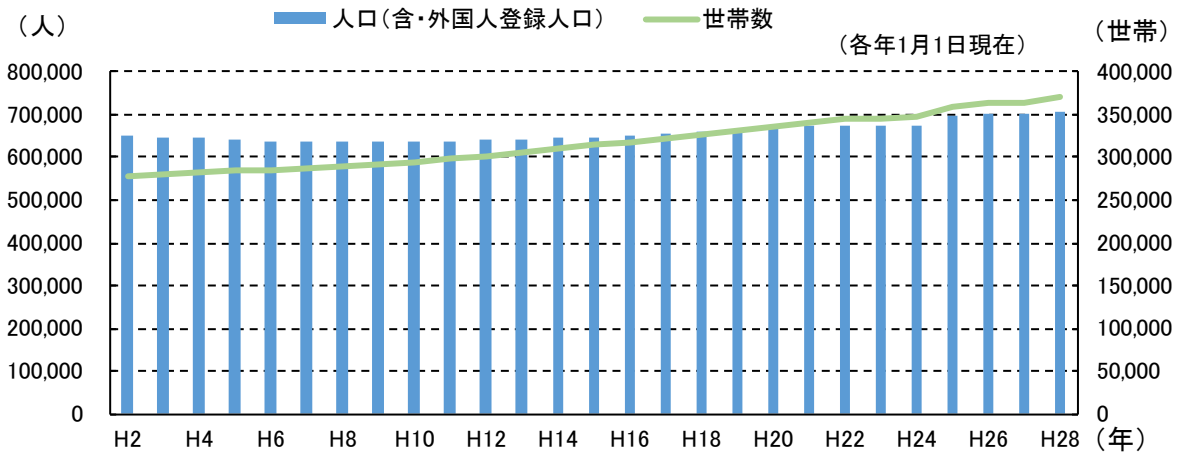
年	大田区	(参考) 国	(参考) 東京都
昭和42年		公害対策基本法 制定	
昭和43年		大気汚染防止法 制定 騒音規制法 制定	
昭和44年	公害課 設置		東京都公害防止条例
昭和45年		公害防止事業費事業者負担法 制定 海洋汚染防止法 制定 廃棄物処理法 制定 公害紛争処理法 制定 水質汚濁防止法* 制定 公害罪法 制定	東京都公害局 設置
昭和46年		公害財特法 制定 悪臭防止法 制定 公害防止組織整備法 制定	「ごみ戦争」宣言東京都 ごみ戦争対策本部 設置
昭和47年	公害問題総点検会議	自然環境保全法 制定	
昭和48年		公害健康被害補償法 制定	
昭和49年	公害問題対策会議		
昭和50年		振動規制法 制定	
昭和51年		省エネルギー法 制定	
昭和52年			東京都環境影響評価 条例
昭和53年		浄化槽法 制定	
昭和54年		湖沼水質保全特措法 制定	
昭和55年	大田区環境公害問題対策会 議		
昭和56年			東京都環境管理計画 策定
昭和57年		オゾン層保護法 制定	
平成3年		資源有効利用促進法 制定	
平成4年		自動車NOx特措法 制定 野生生物種保存法 制定 有害廃棄物輸出入規制法 制定	東京都廃棄物の処理 及び再利用に関する 条例（廃棄物条例）
平成5年		環境基本法 制定 アジェンダ21行動計画 閣議決定	
平成6年	エコシティ大田推進会議	気候変動枠組条約* 環境基本計画 閣議決定	東京都環境基本条例
平成7年		容器包装リサイクル法 生物多様性国家戦略 決定	
平成8年	大田区役所エコオフィス推 進プラン 策定		
平成9年		RPS法 制定 環境影響評価法 制定 京都議定書 締結	東京都環境基本計画 策定
平成10年		家電リサイクル法 制定 地球温暖化対策推進法 制定	

年	大田区	(参考) 国	(参考) 東京都
平成 11 年	地球環境保全のための大田区行動計画 おおたエコプラン 策定	ダイオキシン対策特措法 制定 PRTR 法 制定	
平成 12 年	大田区役所エコオフィス推進プラン (5 年計画) 改定 大田区緑の基本計画 策定	グリーン購入法 制定 循環型社会形成推進基本法 制定 建設リサイクル法 制定 食品リサイクル法 制定 第二次環境基本計画 策定 瀬戸内海環境保全基本計画 改定	清掃事業の特別区への移管 東京都環境局 発足 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (環境確保条例) 東京の自然の保護と回復に関する条例 (自然保護条例)
平成 13 年		環境省発足 フロン回収破壊法 PCB 廃棄物処理特措法 制定	
平成 14 年		新生物多様性国家戦略 策定 バイオマス・ニッポン総合戦略 閣議決定 土壌汚染対策法 制定 自動車リサイクル法 制定 鳥獣保護法 改正 自然再生推進法 制定	東京都環境基本計画 策定 東京都廃棄物処理計画 策定
平成 15 年		循環型社会形成推進基本計画 閣議決定 環境教育推進法 制定	ディーゼル車規制 開始
平成 16 年		外来生物法 制定 景観法* 制定	
平成 17 年	大田区役所エコオフィス推進プラン (5 年計画) 改定	京都議定書 発効 京都議定書目標達成計画 閣議決定	
平成 18 年	大田区一般廃棄物処理基本計画 策定	バイオマス・ニッポン総合戦略 改訂 第三次環境基本計画	東京都再生可能エネルギー戦略 策定
平成 19 年	大田区地球温暖化対策地域推進計画 策定	21 世紀環境立国戦略 エコツーリズム推進法 第三次生物多様性国家戦略 閣議決定	東京都気候変動対策方針 策定 緑の東京 10 年プロジェクト基本方針 策定
平成 20 年	大田区基本構想 策定	第二次循環型社会形成推進基本計画 京都議定書目標達成計画 改定 生物多様性基本法 制定 洞爺湖サミット 開催 低炭素社会づくり行動計画 閣議決定	
平成 21 年	おおた未来プラン 10 年 策定 大田区産業振興基本戦略 策定	バイオマス活用推進基本法 制定 ニューヨークの国連気候変動サミットにおいて、わが国の目標として、温室効果ガス*排出量を 2020 年までに 1990 年比で 25%削減することを表明	

年	大田区	(参考) 国	(参考) 東京都
平成 22 年	大田区役所エコオフィス推進プラン (5 年計画) 改定 大田区環境基本条例 制定 大田区企業立地促進基本計画 策定 羽田空港跡地まちづくり推進計画 策定	生物多様性国家戦略 2010 閣議決定 地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの提案 ~ 環境大臣試案 ~ 公表 バイオマス*利活用推進基本計画 策定	温室効果ガス*排出総量削減義務と排出量取引制度 開始
平成 23 年	大田区緑の基本計画 (グリーンプランおおた) 改訂 大田区一般廃棄物処理基本計画 改訂 大田区住宅マスタープラン 策定	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 改正	東京都電力対策緊急プログラム 策定 2020 年の東京計画 策定
平成 24 年	大田区環境基本計画 策定 大田区地球温暖化対策実行計画 策定 大田区生物多様性地域戦略 策定	第四次環境基本計画 策定 再生可能エネルギー固定価格買取制度* (FIT) 開始 生物多様性国家戦略 2012-2020	
平成 25 年	大田区景観計画 策定	第三次循環型社会形成推進基本計画 策定 PM2.5 に関する政策パッケージ 公表 地球温暖化対策の推進に関する法律 改正	
平成 26 年	おおた未来プラン 10 年 (後期) 策定	第四次エネルギー基本計画 水素・燃料電池戦略ロードマップ 策定 低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築 (中央環境審議会意見具申) 公表 水循環基本法 制定	水素社会の実現に向けた東京戦略会議 東京都長期ビジョン 策定
平成 27 年	大田区緑の基本計画 (グリーンプランおおた) 中間見直し 大田区役所エコオフィス推進プラン (5 年計画) 改定 大田区一般廃棄物処理基本計画 改定 大田区企業立地促進基本計画 (第二次) 策定	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 改正 長期エネルギー需給見通し 決定 日本の約束草案 提出 気候変動の影響への適応計画 (環境省) 閣議決定 気候変動適応計画 (国土交通省 農林水産省) 策定 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 制定	
平成 28 年		水素・燃料電池戦略ロードマップ 改訂 地球温暖化対策の推進に関する法律 改正 エネルギー革新戦略 決定 政府実行計画 閣議決定 地球温暖化対策計画 閣議決定 パリ協定* 批准 (平成 28 年 11 月 4 日発効)	東京都環境基本計画 2016 策定

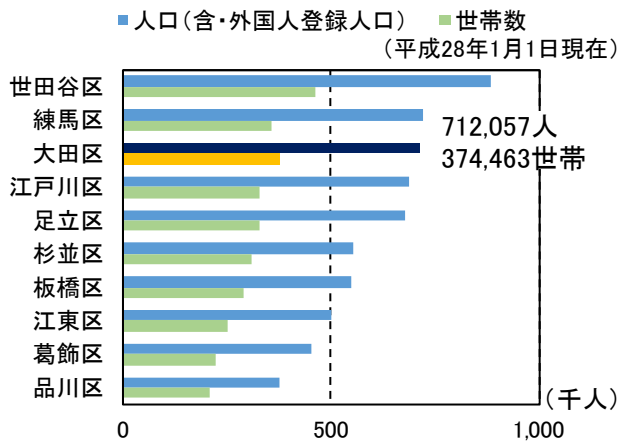
資料－9 大田区のデータ

大田区の人口・世帯数



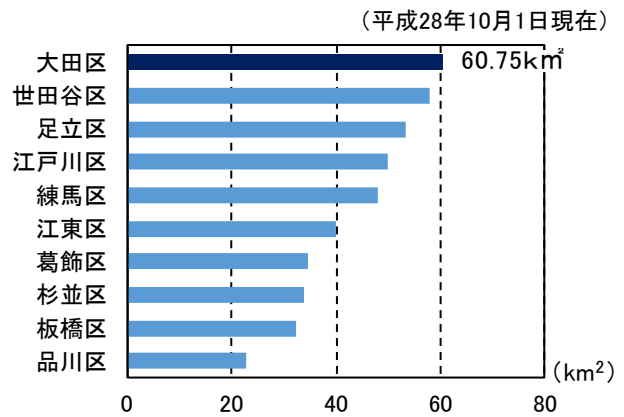
資料) 東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」、東京都「住民基本台帳による世帯と人口」、東京都「外国人登録人口」

人口・世帯数ランキング



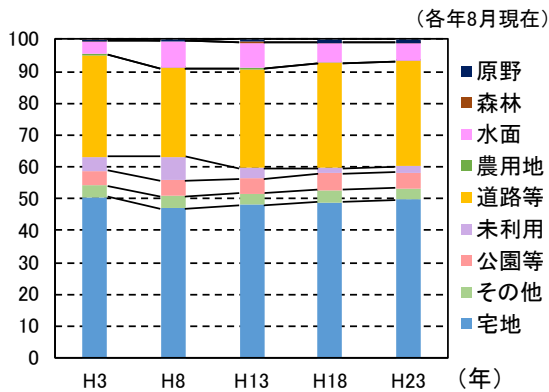
資料) 東京都「住民基本台帳による世帯と人口」

面積ランキング



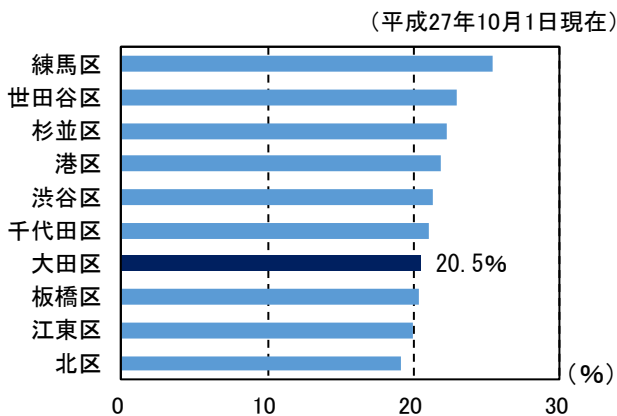
資料) 国土地理院「平成28年全国都道府県市区町村別面積調」

大田区の土地利用比率



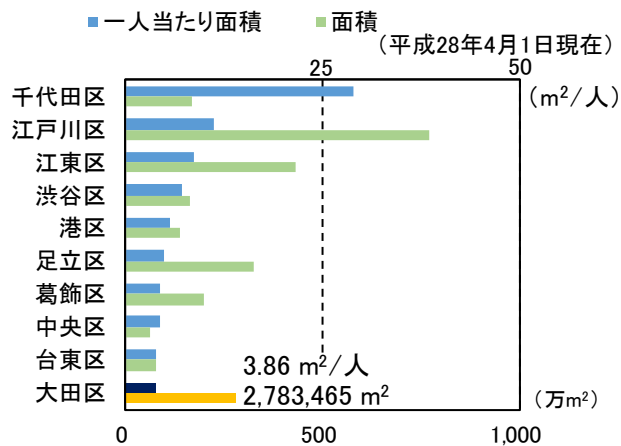
資料) 東京都「東京都統計年鑑」

緑被率*ランキング



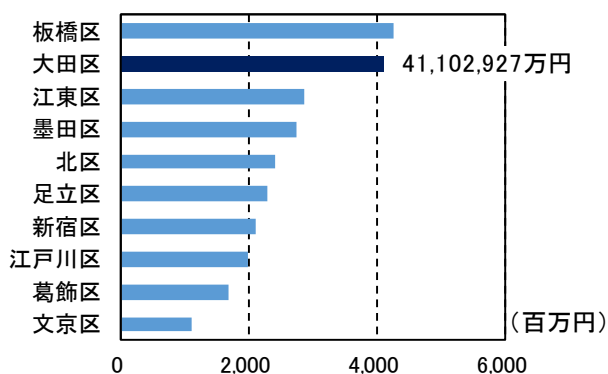
資料) 大田区緑の基本計画
「グリーンプランおた」

公園面積ランキング



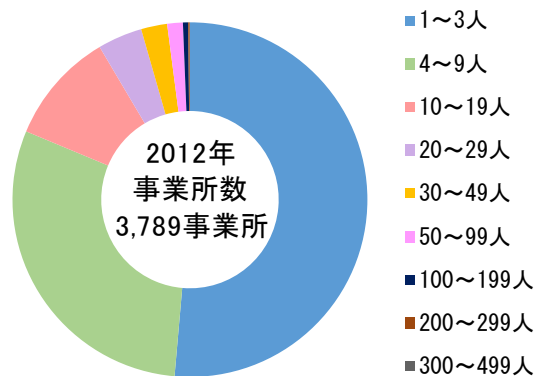
資料) 東京都東京都建設局公園緑地部
管理課「公園調書」

平成26年 製造品出荷額ランキング



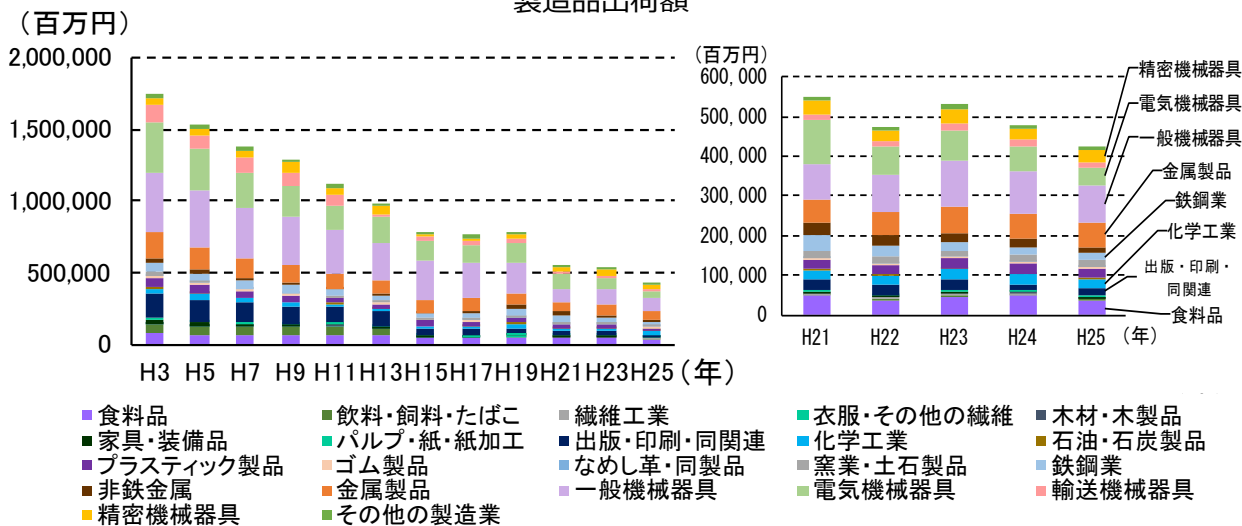
資料) 東京都「東京の工業 工業統計調査」

平成24年 従業員規模別事業所



資料) 東京都「東京の工業 工業統計調査」

製造品出荷額



資料) (財)特別区協議会「特別区の温室効果ガス*排出量 (1990年度~2013年度)」(平成28年3月)

※上記の製造品出荷額を調査する「工業統計調査」には、全数調査年と非全数調査年(従業者数4人以上)があります。従業員規模別事業所数は全数調査を掲載するため平成24年の値を適用。

参考資料

資料－10 用語解説

アルファベット/数字

BEMS

ビルエネルギー管理システム (Building Energy Management System) の略で、ビルの照明や空調設備などのエネルギー消費の効率化を図るシステムのことで、建物内に配した各種センサーにより温度や湿度などを感知し、室内環境に合わせて機器や設備の運転を最適に制御・管理するものです。

BOD

生物化学的酸素要求量 (Biological Oxygen Demand) の略で、河川の水質汚濁の指標として用いられます。水を汚している有機物を微生物 (好気性バクテリア) が酸化分解するときに必要な酸素量で、有機物の量を表した値です。また、微生物の代わりに化学物質の酸化剤を用いて測定する COD (Chemical Oxygen Demand) も、水質汚濁の指標として使用されることがあります。

COP

締約国会議 (Conference of the Parties) を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されています。気候変動枠組条約の外、生物多様性や砂漠化対処条約などの締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入ります。

CSR

CSR とは、Corporate Social Responsibility の略で、「企業の社会的責任」の意味です。

DO

溶存酸素量 (Dissolved Oxygen) の略。水中に溶解している酸素の量のこと、水質汚濁状況を測る代表的な指標の1つです。

一般に魚介類が生存するためには 3mg/L 以上、好気性微生物が活発に活動するためには 2mg/L 以上が必要で、それ以下では嫌気性分解が起こり、悪臭物質が発生すると言われています。

HEMS

住宅用エネルギー管理システム (Home Energy Management System) を意味し、住宅内のエネルギー消費機器や発電設備を情報ネットワークでつなぎ、各機器の運転を最適な状態に制御して、省エネルギーをトータルで実現するためのシステムのことで、

LED

LED とは発光ダイオード (Light Emitting Diode) を意味し、電気を流すと発光する半導体の一種です。他の白熱灯などの照明と比較して、寿命が長く、消費電力が少ないことから、省エネにつながります。

NPO

非営利組織 (NonProfit Organization) の略です。NPO は、政府や私企業とは独立した存在として、区民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のことで、

PDCA サイクル

計画の策定 (Plan) → 実施 (Do) → 点検・評価 (Check) → 見直し (Action) を繰り返しながら、計画の継続的な改善を図る進行管理の方法を指します。

TJ (テラ・ジュール)

テラ・ジュールの略号。テラは 10 の 12 乗のことで、ジュールは熱量単位です。

2R (ツーアール)

「リデュース (Reduce : ごみの発生抑制)」と「リユース (Reuse : 再使用)」のことで、

3R のうち、リサイクルに比べて優先順位が高いにもかかわらず、リデュース・リユースの取組みが遅れているため、「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成 25 年 5 月) では、「リサイクルより優先順位の高いリデュース・リユースの取組みがより進む社会経済システムの構築」を目指すことが打ち出されています。

3R (スリーアール)

「リデュース (Reduce : ごみの発生抑制)」、「リユース (Reuse : 再使用)」、「リサイクル (Recycle : 再生利用)」の頭文字を取ったもので、「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」ことを指します。

5S 活動

職場環境維持改善のためのスローガンで、整理 (せいり)・整頓 (せいとん)・清掃 (せいそう)・清潔 (せいけつ)・躰 (しつけ) の 5 項目の活動を指します。

ア行

雨水浸透ます(雨水ます)

雨水を地下に浸透しやすくする施設のことで、底面に砕石を充填し、集水した雨水をその底面から地中に浸透させる樹のことで、

エコアクション 21 (EA21)

環境省が創設した環境マネジメントシステムの規格のひとつです。ISO14001 の規格を基本としていますが、中小事業者でも取り入れやすいようにするため、システムの構築が ISO14001 より容易なものとなっています。

エコステージ

「エコステージ」(Eco Stage)は、ISO14001の意図を踏まえつつ、それを補完し発展させることで、「経営とリンクした環境マネジメントシステム」の構築や、それを段階的に成長させることで、更に高度な経営管理システムの実現を目指すものです。

中小規模の組織に対しては、環境経営システムの基本骨格のみを導入するステージも用意され、環境経営への取組みを容易にする工夫もなされています。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素(CO₂)や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。関係するさまざまな機関がドライバーに呼び掛けています。

主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の順守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられます。

エコロジカルネットワーク

人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的に繋いだ生態系のネットワーク。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等多面的な機能が発揮されることが期待されます。

屋上緑化・壁面緑化

建築物等の屋上などに植物を植えて緑化することを屋上緑化といいます。同じように、建築物等の外壁を緑化することを壁面緑化といいます。

緑化によって、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、夏季の冷房費の削減等の効果があります。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱

を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスをいいます。

温室効果ガスには二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、フロンガス等があります。

カ行

環境基準

環境基本法により国が定めているもので、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされている基準のことです。大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音の4つについて基準が定められています。

環境にやさしいエネルギー

二酸化炭素(CO₂)や環境汚染物質を排出しないエネルギー、及び、従来の化石燃料起源のエネルギーと比べて二酸化炭素(CO₂)や環境汚染物質の排出量が少なく、環境負荷の少ないエネルギーのことです。

環境マネジメントシステム

企業・組織が自主的・継続的に環境への負荷を低減させることを目的とし、環境保全の方針や目標を定め、これを実行し、その結果を点検して方針等を見直すという、一連の管理の仕組みのことをいいます。

ISO14001は、平成8年9月に国際標準化機構(ISO)によって制定された環境マネジメントに関する国際規格のことで、環境マネジメントシステムの構築と運用を求める国際規格のことです。

気候変動枠組条約

国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」のことです。

景観法

日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律であり、日本初の景観に関する総合的な法

律として平成16年に制定されました。

内容として以下を定めます。

(1)良好な景観の保全・形成に関する基本理念や住民、事業者、行政の責務。(2)景観計画の策定手続きや土地利用に係る行為規制。(3)景観重要建造物、景観重要樹木といったランドマークの保全。(4)景観重要公共施設の景観計画に即した整備。(5)景観地区の指定等都市計画との調整。(6)景観協定、景観整備機構等の仕組み。

系統電力

電力系統の安定運用のために、給電指令のもとで必要に応じて需給制御、電圧・周波数調整等ができる電源から供給される電力のことをいい、それ以外を分散型電源といいます。

コージェネレーション

天然ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる排熱を蒸気や温水として、発電した電気と合わせて同時に供給する分散型エネルギーシステムです。環境性に優れ、電源の多重化や節電にも貢献します。

光化学オキシダント(Ox)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線によって複雑な光化学反応を起こしてつくられるオゾン等の酸化性物質の総称です。光化学オキシダントによる大気汚染は光化学スモッグといわれ、目がチカチカするといった人体的影響のほか、植物の葉の組織を破壊するなどの影響が指摘されています。

光化学スモッグ

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が一定レベル以上の汚染の下で紫外線による光化学反応で生じた「光化学オキシダント」や視程の低下を招く粒子状物質(エアロゾル)を生成する現象、あるいはこれらの物質からできたスモッグ状態のことをいいます。

高効率給湯器

高効率給湯器とは、エネルギーの消費効率に優れた給湯器のことです。これらを利用することで、省エネや地球温暖化の主な原因となっている二酸化炭素（CO₂）を減らすことができ、地球環境保全への貢献に役立ちます。

高効率給湯器には、二酸化炭素（CO₂）冷媒ヒートポンプ（通称エコキュート）、潜熱回収型給湯器（通称エコジョーズ）、ガスエンジン給湯器（通称エコウィル）、家庭用燃料電池（通称エネファーム）などがあります。

小型家電リサイクル

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等のリサイクルを行うことです。使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されていることから、平成 25 年に「小型家電リサイクル法（正式名称：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）」が施行されました。

国分寺崖線

多摩川が 10 万年以上かけて武蔵野台地を削り取ってできた段丘のことで、立川市から国分寺市、調布市を經由し世田谷区から大田区へと続く、約 30km の崖の連なりをいいます。

固定価格買取制度

Feed-in Tariffs（FIT、固定価格買取制度）とは、エネルギーの買い取り価格（タリフ）を法律で定める方式の助成制度です。主に再生可能エネルギーの普及拡大と価格低減の目的で用いられます。

サ行

再生可能エネルギー

自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギー（自然エネルギー）のことで、石油、石炭などの化石エネルギーと異なり二酸化炭素（CO₂）を排出しないため、クリーンな

エネルギーです。

具体的には、平成 21 年（2009 年）7 月に成立した「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（エネルギー供給構造高度化法）において、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、及びバイオマスが再生可能エネルギー源として規定されています。

次世代エネルギー

再生可能エネルギーや未利用エネルギー、水素エネルギーなどを含む、化石燃料に代わる新しいエネルギーのことです。

遮熱性舗装

路面温度を上昇させる原因である太陽光の一部を反射する遮熱材を路面に塗布した舗装。太陽光の一部を反射させることで舗装への蓄熱を防ぎ、路面温度の上昇を抑制するものです。

循環型社会

第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」を指します。

省エネルギー機器（省エネ機器）

快適な生活を維持するためのエネルギーを消費する機器で、機能や効用を保持しながらエネルギー消費が減少するものを省エネルギー機器といいます。

スカム

処理施設の槽の水面に浮上した固形物や油脂分の集まったものをいいます。

水質汚濁防止法

「公共用水域の水質の保全に関する法律（1958）」及び「工場排水等の規制に関する法律（1

958）」を廃止して、1970 年に制定されました。

水質汚濁防止を図るため、工場及び事業場からの公共用水域への排出及び地下水への浸透を規制。さらに生活排水対策の実施を推進。国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としています。

また、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液により人の健康に被害が生じた場合の事業者の損害賠償の責任を定め、被害者の保護を図ることとしています。なお、同法で規制される「排水」は、特定事業場から公共用水域に排出される水のことです。

生態的ポテンシャル

ある環境が生態的にみて本来生息可能な種数や個体数などの可能性として持っている能力、潜在的な力のことをいいます。

生物多様性

「生物多様性条約」では、生物多様性を「すべての生物の間に違いがあること」と定義しており、種・遺伝子・生態系の多様性があるとしています。

夕行

太陽光発電

自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式のことです。光を電気信号に変換する光電素子を利用し、太陽光が当たったとき発生する電力をエネルギー源として使用できるようにしたものです。

現在実用化されている技術では、照射された太陽エネルギーの約 15%を利用することができるともあります。太陽光発電は、太陽エネルギーを電力に変換するため、汎用性が高く、また、太陽光さえ得られればどこでも発電できるというメリットがあります。

地球温暖化対策

地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の削減のために取り組むべき対策や施策のことを言います。

抽水植物

水生植物のうち、水底に根を張り、茎の下部は水中にあるが、茎か葉の少なくとも一部が水上に突き出ているものをいいます。

ヨシ、ガマ、マコモ、コウホネなどのほか、アシカキのように伸びた茎が水面に浮んで匍匐する半抽水植物や、シオクグのように汽水域の潮間帯に生育する植物を含みます。

低公害車

従来の自動車に比べ大気汚染物質の排出量等が低いなど、環境への負荷が少ない自動車の総称です。主に、ガソリンや軽油に代わる燃料をエネルギーとする自動車のことで、電気自動車、メタノール車、天然ガス車、ハイブリッド車、燃料電池車等があります。また、平成12年度の排出ガス規制値を75%低減している低燃費かつ低排出ガス車等も含まれます。

低炭素

地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を削減するため、その主な排出源である化石エネルギーへの依存を低減した状態のことを言います。

冬季湛水

冬季も水を張っている水田のことをいいます。

通常は乾田状態となる冬季の水田に水を張ることで、湿地に依存する多様な生き物の生息環境の確保につながります。農業生産と生態系保全の両立を図る試みとして注目されています。

透水性舗装

水の浸透能力のある舗装のことで、普通の舗装より雨水が舗装の表面を流れずに地下へ浸透しやすくなり、雨水の流出抑制や地下水のかん養などの効果があります。

特定外来生物

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生き物をいいます。

特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止され、これに違反すると3年以下の懲役、又は300万円以下の罰金（法人の場合には1億円以下の罰金）が課せられます。

都市緑地法

都市の緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、1973年に制定された旧・都市緑地保全法が2004年の法改正により改称したものです。

都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置づけ、緑地保全地域内での行為規制、緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務などについて規定しています。

トレンド

現状の施策を継続して実施し、新たな施策を行わない場合の将来の推計値のことです。

ナ行

南北崖線

城北から都心を通り城南に至る武蔵野台地東端の崖線をいいます。

ハ行

バイオマス

もともと生物（bio）の量（mass）のことですが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいうことが多いです。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海藻、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プラントンなどの有機物があり

ます。

排出係数

電力やガソリンなどのエネルギーを消費した際に、二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスが発生します。このエネルギー消費量から温室効果ガス排出量に換算するための係数が排出係数です。

パリ協定

フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）にて採択された、2020年以降の新しい地球温暖化対策の国際的枠組みのこと。「世界の平均気温上昇を2度より十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求する」という目標が打ち出されており、平成28年11月に発効しました。

ピークカット

電力ピーク時間帯の熱源動力負荷をカットすることです。

ピーク時はおおむね昼から午後にかけてであり、ピーク需要を減らすことは、二酸化炭素（CO₂）排出量の多い石油火力発電所の電力を減らすことにつながり、地球温暖化対策という観点から重要な取組みと言えます。

ヒートアイランド（現象）

都市独特の気象現象で、都市中心部の気温が局地的に高くなる現象のことをいいます。人口の都市への集中による大気を冷やす森林や畑の減少、エアコンなどの人工的な排熱の増加で、都市部に熱が溜まるために起こります。

ビオトープ

ドイツ語で生物を意味する「ビオ（Bio）」と場所を示す「トープ（Tope）」の合成語のことです。本来は1つの生物種にとって必要な空間のまとまりを意味しますが、現在では元来そこにあった自然風景、生態系を回復・保全した区域を含めます。

防災

防災とは、災害を未然に防ぐための取り組みです。

また、減災とは、災害が発生した際の被害を最小限に食い止めるための取り組みを指します。

ボランティアごみ

以下の2つに該当するごみを指します。

- 1 町会等が、公共の場所の清潔保持・向上等を目的として、これらの場所をボランティア活動により清掃し一時的に出るごみ
- 2 町会等が、地域的な無償奉仕活動による行事を行い、一時的に出るごみ

ボランティアごみとして承認された場合、廃棄物処理手数料が免除されることから、その承認にあたっては、当該活動の主体、目的、内容等が、自発性（自主性）・奉仕性（非営利性）・無償性・公共性（公益性）という視点から妥当性を判断していません。

マ行

緑のカーテン

アサガオやヘチマなどツル性の植物で建物の窓や壁を覆うものです。夏季の強い日差しを和らげることなどにより、冷房費の削減等の効果があります。

モニタリング

監視・追跡のために行う観測や調査のことで、継続監視ともいいます。

ヤ行

優工場

平成7年度に開始した、他の工場の模範となる優れた工場を認定する大田区独自の制度。審査基準は「技術・技能および経営に優れている」のはもちろん、労働環境など「人に優しい」こと、地域との協力など「まちに優しい」ことを重視しています。

湧水

地下水が崖や谷頭から地表に流れてたものをいいます。湧水はいつでも使える地下水として貴重ですが、都市では地表面の被覆が進み、雨水の浸透不足で地下水がかん養しにくくなり、地下水位が低下し、湧水が減少し枯渇する傾向にあります。

ラ行

緑被率

みどりの総量を把握する方法のひとつで、航空写真等によって上空から見たときのみどりに覆われている面積の割合のことです。森林・樹林地のほか、草地や農地、公園や道路、学校などの公共施設のみどり、住宅、工場などの私有地のみどり等が含まれます。

林床植生

森林の中の地表面における植物体の集まりをいいます。太陽光線が届きにくく暗いので、そこに適応した植物が生育します。

レアメタル

資源としては存在量が少ない、もしくは存在量が多くても採掘が難しいため産出量が少ない希少金属の総称で、プラチナ・モリブデン・コバルト・ニッケルなど、31種類があります。

近年レアメタルの枯渇や価格高騰が危惧されていることから、身近な電子機器にも多く含まれるレアメタル資源（「都市鉱山」と呼ばれる）の回収、リサイクルの取り組みが注目されています。

レッドデータブック（RDB）

絶滅のおそれのある野生動植物のデータを集めたもので、1966年国際自然保護連合（IUCN）が発行した「レッドデータブック」が最初です。日本では環境省が編集した「レッドデータブック」や各自治体が編集したものなどがあります。

大田区環境基本計画（後期）

発行年月／平成 29 年（2017 年）3 月

発行／大田区環境清掃部 環境計画課

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話 03（5744）1625 FAX 03（5744）1532

コアジサシの写真提供：©NPO.Little Tern Project Y.Otsuka



© Ota City

大田区公式 PR キャラクター

はねびよん

